REPORT TO THE NATIONS

ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE

2012年度版 職業上の不正と濫用に関する国民への報告書





会長兼CEOメッセージ



今から 15 年以上も前、ACFE の創設者であるジョセフ・T・ウェルズ博士(Dr. Joseph T. Wells, CFE, CPA)は、組織内の不正に係る損失額、手口、犯行者についての革新的な研究プロジェクトを概念化した。それがのちに、最初の ACFE「国民への報告書」(Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse)の発行という成果に結びついた。以来、6 冊の報告書を発表し、ビジネス及び組織に甚大な金銭的被害をもたらす不正に関するナレッジについて理解を深めた。初版の報告書とその後発表された6 冊の報告書は、職業上の不正に関連する分野において信頼ある、各界で引用される研究文献として認知されている。

2012 年版報告書に用いられたデータは、公認不正検査士(Certified Fraud Examiners, CFE) が手掛けた 1,388 件の職業上の不正に基づいている。6 大陸 100 カ国以上から収集された不正に関するデータは、全世界の職業上の不正の特質について提示している。近年、最も印象的なこととしては、長年に渡り収集したデータは、不正のパターンが一貫しているということである。この一貫性を以て、研究への取り組みが評価されるとともに、本報告書に示された犯行者と手口の特徴を再確認することができた。

ACFE を代表し、創設者であるウェルズ博士に敬意を表し、ここに「国民への報告書 2012 年度版」(2012 Report to the Nation on Occupational Fraud and Abuse) を発表する。世界中の実務家、ビジネス及び政府関係者、学術者、メディア、一般社会が不正防止、抑止、または単純に職業上の不正がもたらす影響を理解するために、本報告書の内容が有用であることを望む。

ジェームス・D・ラトリー (James D. Ratley, CFE) 会長兼 CEO (President and CEO) 公認不正検査士協会 (Association of Certified Fraud Examiners)

目次

要旨	4
はじめに	6
職業上の不正による損失額	8
・損失額の分布	
職業上の不正はどのように実行されるか	10
・ 資産不正流用サブカテゴリー	
・不正の摘発までの期間	
不正スキームの発見	14
・不正発見の方法	
・ 発見方法別損失中央値	
・通報者	
・内部通報制度の効果	
・小規模組織における摘発	
・ 不正カテゴリ別発見方法	
・ 地域別に見る不正の発見方法	
被害組織	20
・組織の所在地域	
・組織の形態	
・組織の規模	
・ 小規模組織における不正の手口	
・組織の業界	
・被害組織における不正対策	
・対策の有効性	
犯行者について	39
・犯行者の職位	
・共謀の影響	
・犯行者の性別	
・犯行者の年齢	
・犯行者の在職期間	
・犯行者の学歴	
・犯行者の所属部署	
・犯行者の犯歴および職歴	
・ 犯行者が示す行動面における不正の兆候	
事例の結末	61
・刑事訴追	
・民事訴訟	
・損失の回復	
調査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
補足:各地域における事例の国別件数	67
不正対策チェックリスト	69
ACFEについて ······	72

要旨(Executive Summary)

調査結果の概略 Summary of Findings

- ・本アンケートの回答者は、標準的な組織は毎年収益の5%を不正行為で逸失していると概算している。 2011年の世界総生産に当てはめると、この数値は年間で3.5兆ドル超の予想損失額に相当する。
- ・本調査における職業上の不正に起因する損失中央 値は14万ドルであった。 うち1/5以上のケースで 少なくとも100万ドルの損失が生じている。
- ・不正行為が摘発されるまでの期間の中央値は18 カ月を示している。
- ・前回の調査同様、最も頻発したのが資産の不正流 用で、報告されたケースの87%と圧倒的多数を 占めた。また同不正は、損失中央値が12万ドルと 損失額が最も低かった。財務諸表不正は、調査事 例のわずか8%であったが、損失中央値が100万 ドルと最も高かった。汚職は報告された不正の約 1/3を占め、損失中央値は25万ドルと中位に位置 している。
- ・職業上の不正は内部通報から発覚する場合が多い。 不正に関する通報の大半が被害組織の従業員によ るものである。
- ・汚職と請求書不正は世界中の組織に最大の危険を もたらしている。全地域において、この2つの不 正は報告された不正の50%以上を占めた。
- ・職業上の不正は小規模組織にとって大きな脅威である。本調査で最大の損失中央値を示したのは最も小規模の組織だった。これらの組織では、大規模組織と比べて不正防止の統制手続きが劣るため、不正への脆弱性が高まる。
- ・前回の調査同様、本調査で最も頻繁に被害を受けた業界は銀行業/金融サービス業、政府/行政、および製造業である。
- ・不正対策は、職業上の不正による損失額と摘発までの期間の大幅な減少と明らかに関係している。 16種の一般的な不正対策を講じた被害組織は、対策を講じなかった組織と比べてかなり低い損失額と摘発までの期間を示した。



- ◆ 本調査の1/5以上の不正事例で少なくとも100万ドルの損失が生じている。
- ・上層部の犯行者はより多額の損失をもたらす。オーナー/役員による不正の損失中央値は57.3万ドル、管理職は18万ドル、従業員は6万ドルであった。
- ・組織における犯行者の勤務期間が長ければ長いほど、 不正による損失額が高くなる。被害組織に10年以 上勤務の犯行者の損失中央値は22.9万ドルであっ た。これに比べて、組織で働き始めた最初の年に 行われた不正の損失中央値は2.5万ドルだった。
- ・本調査では、不正の大半 (77%) が経理、オペレーション、営業、役員/上級管理職、カスタマーサービス、仕入れ6部門のいずれかに属する者の犯行であった。この分布は2010年の調査とかなり類似している。
- ・不正犯行者の大半が過去の職場で前科のない初犯 の犯行者だった。犯行者の約87%が過去に不正関 連での告訴、有罪判決を受けておらず、84%が過 去に不正関連の行為で雇用主から処罰または解雇 処分を受けていなかった。

2012 REPORT TO THE NATIONS ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE

- ・81%のケースで犯行者は不正行為としばしば関連のある何らかの行動面での兆候(レッドフラッグ)を示している。最も良く見られるのは「分不相応の生活をしている」(調査対象の36%)、「経済的に困窮している」(27%)、「業者や顧客と異常に親密な関係にある」(19%)「統制上の問題がある」(18%)であった。
- ・被害組織の約半分が不正の損失額を取り戻せないでいる。調査時点で49%の被害組織が被害額を未回収であった。この結果は、組織の40%から50%が不正関連の損失額を回収できないという前回の調査と一致している。

結論と提言

Conclusions and Recommendations

- ・職業上の不正の性質と脅威は世界共通である。調査では、不正実行の手口や組織の不正防止・発見手段が地域ごとに若干異なるが、多くの傾向や特徴が不正発生地域を問わず類似している。
- ・不審な行為を報告する手段は不正対策には不可欠である。内部通報制度などの不正通報の仕組みは、 内外双方から通報が受けられるように、匿名性と 機密性が保持されなければならない。経営者は従 業員に対して不審な行動を報告するように積極的 に促し、報復行為対策の方針を策定し強調すべき である。
- ・外部監査は組織の主要な不正摘発手段として頼る べきではない。本調査から、これは最も多く実施 されている統制手段であることが分かった。しかし、 監査により報告された不正はわずか3%にすぎず、 不正の損失を軽減する点においては効果が薄かった。 外部監査は重要な役割を果たし、不正行為の抑止 力を有しているが、不正摘発の手段としては有益 性に限界がある。
- ・従業員と管理職を対象とした不正への意識強化トレーニングは包括的な不正防止/摘発制度に不可欠である。従業員からの通報が最も一般的な摘発手段であることと、従業員や管理職、役員に対して不正対策訓練を行っている組織は、トレーニングを有さない組織と比べ不正の損失額と摘発までの期間が少ないことを、本調査は示している。少なくともスタッフは、不正とは何か、組織に与える損失、不審な言動を報告する方法について教育訓練を受けるべきである。

- ・今回の調査もまた、小規模組織が特に不正に対して脆弱であることを示している。小規模組織は大規模組織と比べてリソースが少ないため、たいていの場合、不正対策統制が少なく効果が薄い。加えて、大規模組織に比べ損失から受ける影響が大きい傾向にある。小規模組織の経営者やオーナーは、内部通報制度や従業員の訓練、リーダーが従業員に対して健全な姿勢を示すことなど、最も費用効率の高い不正対策の構築に注力すべきだ。また、自身の事業に最大の脅威となる不正スキームを特定することで、的を絞った不正対策統制への追加投資がどういった分野で役立つかを見極めることができる。
- ・不正犯行者の大半が不正の兆候となる行動特性を 見せている。分不相応の生活、統制上の問題など の兆候は、従来型の内部統制ではほとんど識別さ れない。管理職や従業員、監査人はこれらの一般 的な行動パターンについて教育を受け、特にその 他の異常があわせて見られる場合は、不正行為を 示す行動パターンを識別する際にこれらを考慮す るべきである。
- ・職業上の不正は、財政的にも組織の評判において も大きな被害をもたらす。約半数の被害組織が損 失額を取り戻せなかったことからも分かるように、 積極的な不正防止対策は不可欠である。経営者は 自身の組織に特化した不正リスクを常に考え、こ れに基づいて組織の不正防止対策を評価すべきで ある。70ページに掲載したチェックリストが、効 果的な不正防止に役立つだろう。

はじめに(Introduction)

「不正」という言葉は、さまざまな形態の不法行為を含むようになってきた。不正の法的定義は非常に限定されたものだが、不正対策専門家や規制当局、マスコミや一般市民など、大多数の人々にとっては、利益を得るために他者を欺こうとするあらゆる企てとして、より幅広い意味を持ち一般に使われている。健康保険詐欺、個人情報窃盗、水増しされた経費報告書、住宅ローン詐欺、従業員による在庫の窃盗、財務諸表の改ざん、インサイダー取引、ポンジースキームなど不正スキームは多岐にわたるが、これら全ての行為の中核に存在するのは、信頼を裏切る行為である。この裏切りこそが、おそらくは金銭的損失以上に、不正犯罪をこれほど深刻にしているのだ。

事業や商業を円滑に行うには、企業はリソースと責任を従業員に託さなければならない。そのため従業員が雇用主に対して不正行為を働くと、多くの場合、その被害はかなり深刻なものとなる。本報告書は、従業員が私的利益のために雇用主から託された信頼を濫用する、「職業上の不正」に焦点を置いたものである。職業上の不正は、正式には以下のように定義することができる。

「雇用主のリソースもしくは資産を意図的に誤用または流用することを通じて私腹を肥やすために、自らの職業を利用すること」

「職業上の不正」という括りは、不正という領域全体の一部にすぎないが、従業員によるさまざまな不正行為を網羅するものであり、世界中のあらゆる組織が直面する脅威である。

不正対策の専門家や世間に対し、蔓延する職業上の不正の脅威について啓発するというACFEのミッションを支えるため、我々は職業上の不正における損失と傾向について幅広い調査を行ってきた。最初の調査結果は1996年に『国民への報告書』第1版で発表され、以降2002年、2004年、2006年、2008年、2010年と続き、本報告書が2012年度版となる。こ

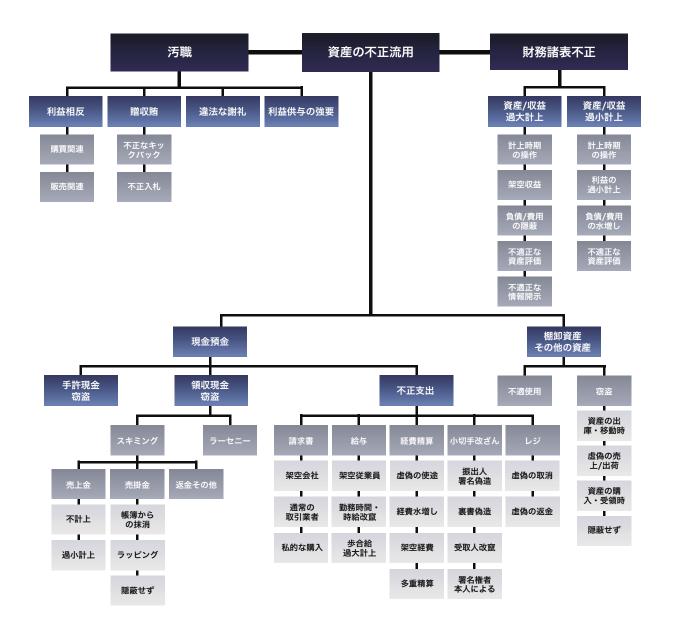
れらの報告書では以下のような目標が掲げられてきた。

- ・職業上の不正と濫用による組織が逸失した収益 額の割合について、専門家の意見を集約すること
- ・職業上の不正と濫用の発生状況をカテゴリー 化すること
- ・職業上の不正と濫用を行う従業員の特徴を調査すること
- ・どのような組織が職業上の不正と濫用の犠牲 になったかを明らかにすること

各報告書は公認不正検査士(Certified Fraud Examiners, CFE)が調査を行った不正事例に関する詳細な情報に基づいている。最新の問題を反映しデータの質を高めるため、報告書ごとに過去の分析を膨らませ修正してきた。こうした進化の結果、我々は CFEの経験や彼らが遭遇する不正から、より有意義な情報を得ることができるようになってきた。

『国民への報告書』2012年度版は、世界各地で発生した1,388件の不正事例を分析したもので、これまで通り、不正犯行者の特徴、不正スキーム、被害組織の傾向を浮き彫りにしている。報告書には過去数年のデータを示す表を取り入れたが、これは過去の調査結果が一貫したものであることをはっきりと示している。この一貫性はこれまでの調査で最も顕著な観察結果で、我々は調査結果の多くが職業上の不正と濫用の世界的な傾向を反映するものであると考える。

職業上の不正と濫用 不正の体系図



職業上の不正による損失額 (The Cost of Occupational Fraud)

職業上の不正の全損失額を算定することは、問題の深刻さを理解する上で重要な役割を担う。ニュース報道では大規模な不正事件を報道するため、たいていの人は、雇用主に対して盗みを働く従業員の話なら耳にしたことがある。にもかかわらず、こうした話はあらゆる組織が直面するリスクの一般事例というよりも、例外な話として捉えられがちである。残念ながら不正の財務的影響の包括的な測定値を得るのは、不可能ではないにしても困難である。不正は本質的に隠蔽行為を伴うため、ほとんどの事例が摘発されず、仮に摘発されたとしても、損失額が算定されたり報告されたりすることはない。結果、職業上の不正による損失額全体の規模を数値化しようとしても、それはせいぜい推測値に過ぎない。

本調査では、アンケートに回答した各CFEに、標準 的な組織が不正行為によって逸失する年間収益割合 の査定額を提示するよう依頼した。回答の中央値は、 組織が毎年その収益の約5%を不正により逸失して いることを示している。この推定値がいかに大きい か説明するために、この割合を2011年の推定世界 総生産である70.28兆ドル¹に当てはめると、不正 による世界の損失は合計で3.5兆ドル以上と推定で きる。この推定は、特定のデータおよび事実の観察 によるものではなく、不正対策の専門家の意見の集 約に基づいており、世界全体で生じた職業上の不正 事例の損失額を算定したものではないことにご留意 いただきたい。この推定値は不正対策の第一線で働 く専門家である、中央経験値11年の世界各地のCFE 約1,000人から提供されたものであり、入手可能な 職業上の不正による損失の測定値としては、おそら く最も信頼できるものであろう。またこれは、不正 犯罪がもたらす脅威が深刻で疑いのないものである ことを明示している。



不正は本質的に隠蔽行為を伴うため、ほとんどの事例が摘発されず、仮に摘発された としても、損失額が算定されたり報告され たりすることはない。結果、職業上の不正 による損失額全体の規模を数値化しようと しても、それはせいぜい推測値に過ぎない。

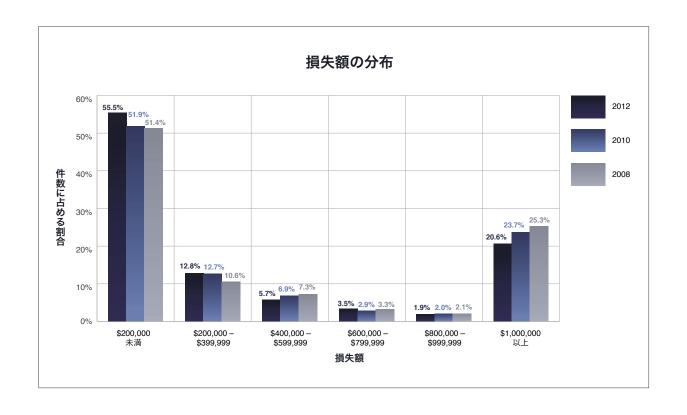


標準的な組織は年間収益の約5%を職業上の不正で逸失している。

損失額の分布

Distribution of Losses

報告された不正事例 1,388 件のうち、1,379 件が不正による金銭的損失を伴っていた。 2 これら事例の損失中央値は 14万ドルで、1/5以上が少なくとも100万ドルの損失を被っている。損失額の分布は全体的に2008年と2010年 の調査と非常に類似していた。

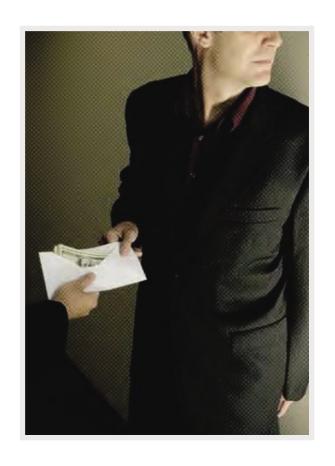


職業上の不正はどのように実行されるか (How Occupational Fraud is Committed)

我々の調査はこれまで一貫して、職業上の不正は下 記3つの主要カテゴリーに分類されるとしてきた。

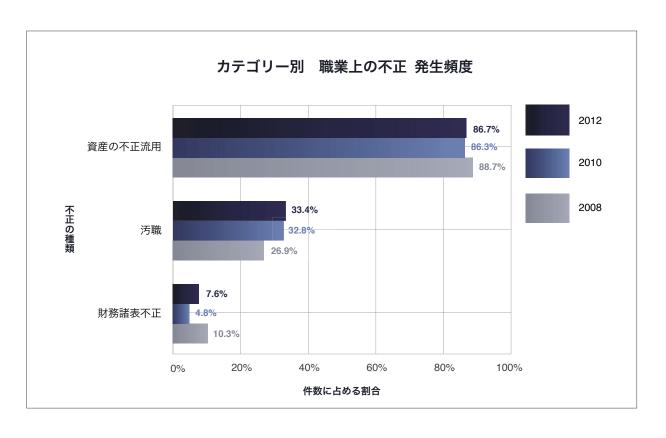
- ・資産の不正流用とは、従業員による組織の資源の窃盗や悪用を意味する。(例:現金窃盗、請求書不正、経費報告書の水増し)
- ・汚職は、直接的または間接的利益を得るために、 従業員が雇用主に対する義務に反して商取引に おける自らの立場を悪用する不正スキームである。 (例: 賄賂または利益相反を伴う不正スキーム)
- 財務諸表不正は、従業員による組織の財務情報の意図的な虚偽記載と不作為である。(例:収益過大計上、経費の過小計上、資産の水増し計上)

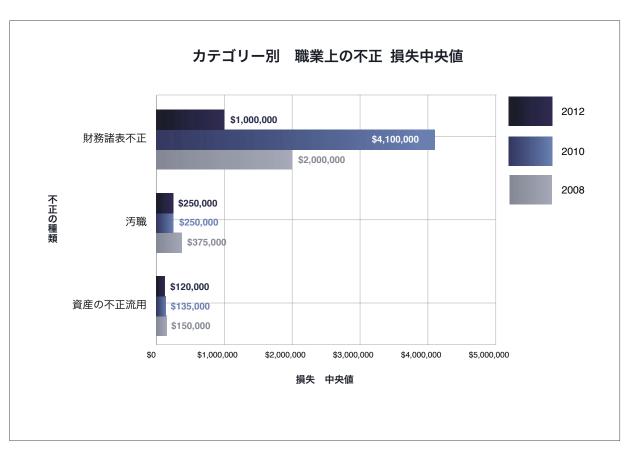
次の表はこれら3カテゴリーの発生頻度と損失額を示したものである。過去の調査同様、資産の不正流用が最も頻発した不正スキームで、報告された事例の86%以上と圧倒的多数を占めた。しかし、損失中央値は12万ドルと最低額であった。逆に財務諸表不正を伴う事例は8%に満たなかったにもかかわらず、損失中央値は100万ドルと最高額であった。汚職は頻度(報告事例の約1/3)と損失中央値(25万ドル)の双方で中間に位置している。





財務諸表不正は損失中央値が100万ドルと職業上の不正では最も損失額が大きかった。





資産不正流用のサブカテゴリー Asset Misappropriation Sub-Schemes

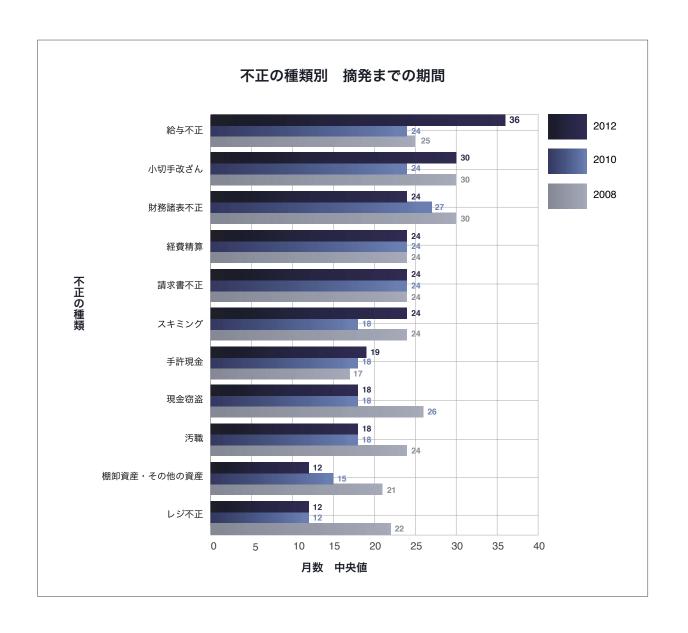
10ページで見たように、職業上の不正の大部分で何らかの資産不正流用が絡んでいる。しかしながら、この種の不正では従業員が組織の資産や資源を不正流用する手段は多岐に渡る。前回の調査では、特徴的な資産の不正流用を9種類特定し、うち8種類は現金の窃盗、1種類は現金以外の資産流用であった。下の表はこれらをそれぞれ識別し説明するもので、2012年の本調査で報告されたその頻度と損失額を示している。

		資産不正流用			
サブカテゴリ	解説	例	報告件数	割合	損失 中央値
		現金の受領			
スキミング	勤務先の帳簿および記録に計上され る前の現金を着服するあらゆるスキー ム	・従業員が顧客から支払を受領するが、 売上として計上しない	203	14.6%	\$58,000
ラーセニー	勤務先の帳簿および記録に計上され た後の現金を着服するあらゆるスキー ム	・従業員が当日入金分として処理した現金を、銀行預金口座に入金する前に着服する	152	11.0%	\$54,000
		 現金の支出			
請求書不正	架空の請求書、金額を水増しした請求書、私的な購入に関する請求書などを提出することにより、勤務先に不要な支出をさせるあらゆるスキーム	・従業員が架空会社を設立し、提供していないサービスの請求書を勤務先に支払わせる ・従業員が私用目的で購入した物品の請求書を勤務先に支払わせる	346	24.9%	\$100,000
経費精算	勤務先に対して架空経費または水増 し経費を請求するあらゆるスキーム	・従業員が、私的な旅行、架空の食事代 などの経費報告書を提出し、精算金を 受け取る	201	14.5%	\$26,000
小切手改ざん	勤務先の銀行口座の小切手の偽造または改ざん、勤務先が正規の受取人に対して振り出した小切手の窃取により、勤務先の資金を着服するあらゆるスキーム	・従業員が勤務先の白地小切手を盗み、 自分または共犯者宛に振り出す ・従業員が納入業者宛の小切手を盗み、 自分の口座に入金する	165	11.9%	\$143,000
給与不正	報酬に関する虚偽の申告により勤務 先から支払を受けるあらゆるスキー ム	・従業員が時間外勤務を虚偽申告する	129	9.3%	\$48,000
レジ不正	レジへの不正な入力によりレジ内の 現金着服を隠ぺいするあらゆるスキー ム	・従業員がレジに売上取消を不正に入力し、 その分の現金をレジ内から着服する	50	3.6%	\$25,000
その他の資産不正流用					
手許現金の不正流用	勤務先内に保管されている現金を不 正流用するあらゆるスキーム	・従業員が会社の金庫から現金を着服する	164	11.8%	\$20,000
現金以外の資産 (棚卸資産・その 他の資産)の不正 流用	勤務先の非現金資産を着服または誤 用するあらゆるスキーム	・従業員が倉庫から棚卸資産を着服する ・従業員が顧客の財務情報(機密情報) を盗むまたは不正利用する	239	17.2%	\$58,000

注記:資産不正流用は頻度が高くまた多岐に渡るため、本報告書では以後、不正スキームの分析を 11 (汚職、財務諸表不正、および上記9つの資産不正流用のサブカテゴリー) に分類し、従業員が雇用組織に対して働く不正手段の全容を明確に示していく。

不正が摘発されるまでの期間 Duration of Fraud Schemes

不正の早期摘発には、金銭面や評判上の損失を制限できるなど、明らかに大きな利点がある。職業上の不正が摘発されるまでの期間を分析すれば、組織が不正摘発の有効性を高める対策を講じる上で参考となる。全事例において不正が着手された時から摘発までの期間は18カ月であった。しかしながら、不正の種類によって犯行継続期間は12カ月(レジと棚卸資産・その他の資産の不正スキーム)から36カ月(給与の不正スキーム)に及んだ。



不正スキームの発見(Detection of Fraud Schemes)

不正スキームの初期発見は、多くの場合、不正検査 過程において最も肝心なときである。証拠を確保し、 損失を軽減し、そして最善の調査方法を実行するには、 速やかに決断を下さなければならない。不正発見の 手段によって、組織の選択肢は広がりもすれば狭ま りもする。例えば、経営者が最初に不正を知ったの が匿名の通報からだった場合、法執行機関から不正 が発覚した場合と比べて、事件の結果は大幅に異なっ てくるかもしれないのだ。

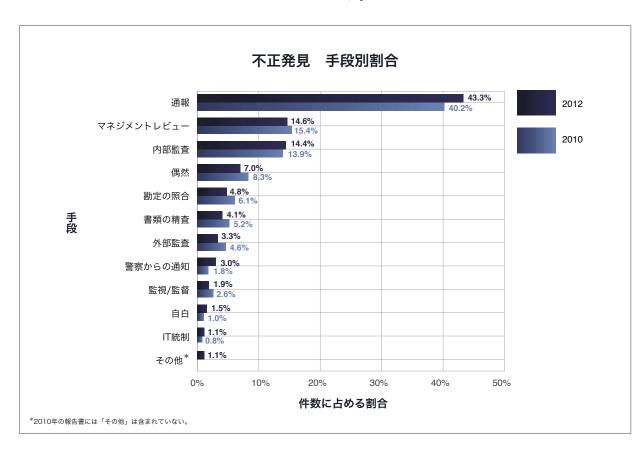
さらに、組織の不正発見方法を分析すれば、統制やその他の不正対策手段の有効性を見て取ることが出来る。そこで不正発見方法のパターンやその他興味深いデータが特定できるよう、最初に不正が如何にして発見されたかに関する情報提供を回答者に求めた。

不正発見の手段 Initial Detection of Occupational Frauds



・ 不正は他の方法よりも通報で発見される 可能性がはるかに高い。

不正発見で著しいのは、通報である。通報は不正発見に関するデータを収集し始めた2002年以来最も頻度の高い発見方法である。2010年の報告書同様、マネジメントレビューと内部監査がそれぞれ第2位、第3位と、通報に次いで最も頻度の高い発見方法だった。

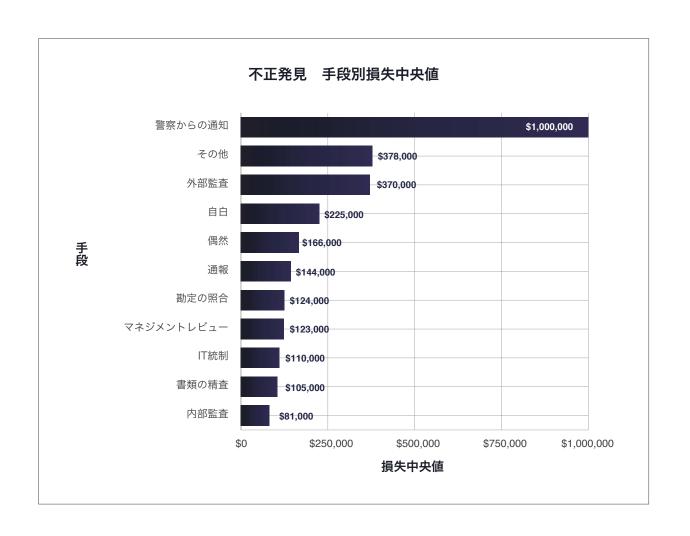


発覚経緯別損失中央値 Median Loss by Detection Method

組織の被害額が最も高かったのが警察からの通知により発覚した不正で、損失中央値が100万ドルと抜きん出ていた。これには複数の要因があるが、その一つとして法執行機関が巨額の事件に重点を置いて捜査を行う点が挙げられる。

一般に、警察からの通知(100万ドル)、外部監査(37万ドル)、自白(22.5万ドル)、偶然(16.6万ドル)といった損失中央値が高い発見方法は、最も積極性に欠ける手段である。言い換えれば、これらの方法による不正発見は概して特定の内部統制や不正対策の成果ではない。

対照的に、内部監査 $(8.1\, \text{万ドル})$ 、書類の精査 $(10.5\, \text{万ドル})$ 、ГТ 統制 $(11.1\, \text{万ドル})$ 、マネジメントレビュー $(12.3\, \text{万ドル})$ 、および勘定の照合 $(12.4\, \text{万ドル})$ によって発見された不正に起因する損失中央値はかなり低かった。これらの発見方法は、組織の積極的な不正防止対策を反映している。

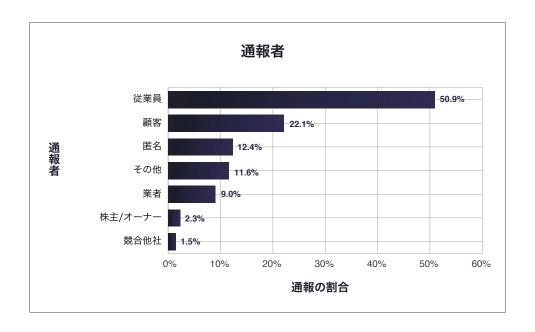


通報者

Source of Tips

個人からの情報提供を促す制度を作るには、最も頻度の高い通報源を特定することが不可欠だ。本調査では従業員による通報が半数を若干上回る一方で、その他複数の関係者からの通報も相当な数に上った。組織はこうしたデータを 考慮に入れた上で、通報制度に関する方針の最も効果的な伝達方法を決定すべきだ。

情報提供の際に個人が匿名を希望するのにはいくつか理由がある。データによると、通報の多く(12%)が匿名の情報源である。匿名の内部通報制度やウェブ上の窓口など、報復や身元判明を恐れることなく個人が不正行為を通報できるような手段が、匿名性の確保に役立つだろう。

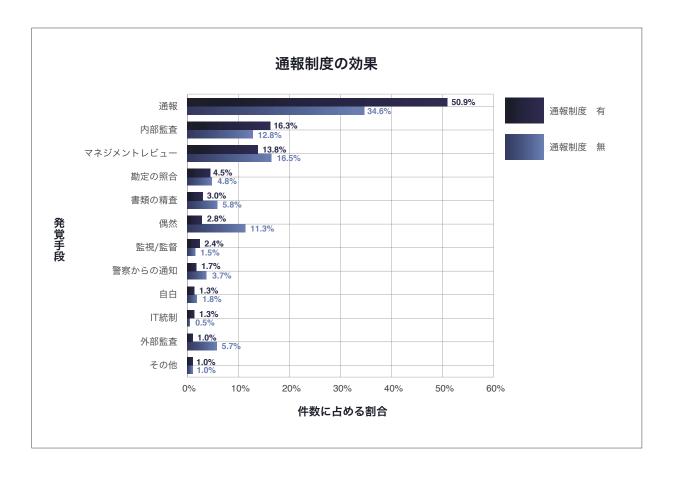


内部通報制度の効果 Impact of Hotlines

興味深いことに、内部通報制度 3 の有無は不正の摘発方法に影響を及ぼす。当然ながら、なんらかの内部通報制度を設けている組織は、通報で不正が摘発される可能性が 51%と、内部通報制度を有さない組織の 35%に比べはるかに高かった。

こうした 2 つの組織間のもう一つ大きな違いは、偶然に発見された不正の件数に見られる。内部通報制度を有さない組織では偶然に発見される不正が 11% を超え、比べて内部通報制度を有する組織では 3% であった。同様に、外部監査による摘発は内部通報制度を有さない組織で 6%、有する組織ではわずか 1%であった。

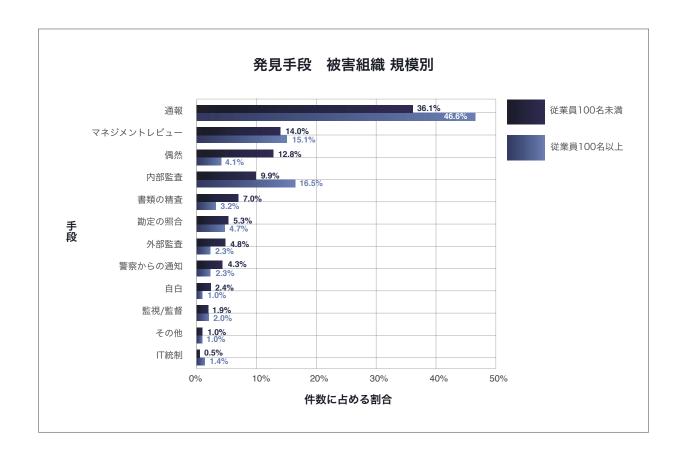
³ 本報告書では、以降すべての報告制度を通報と呼び簡素化する。



小規模組織における摘発 Initial Detection of Frauds in Small Businesses

大規模組織と比べ、小規模組織(従業員 100 名未満)は組織の構造や利用可能なリソースといった面で大きく異なる。本調査のデータは、大規模組織と比べ小規模組織の不正対策統制が著しく少ないことを示している(34 ページ参照)。さらに、本調査の小規模組織は大規模組織と比べ不正の被害を受ける頻度が高く、損失中央値も 14.7 万ドルと高額に上った(26 ~ 27 ページ参照)。

次のページの表が示す小規模組織と大規模組織間の発見方法の相違は、統制レベルの違いによるものかもしれない。 注目したいのは、小規模組織は通報または内部監査で不正を発見する可能性がかなり低く、比べて外部監査や警察からの通知、または偶然に不正を発見する傾向にあった。



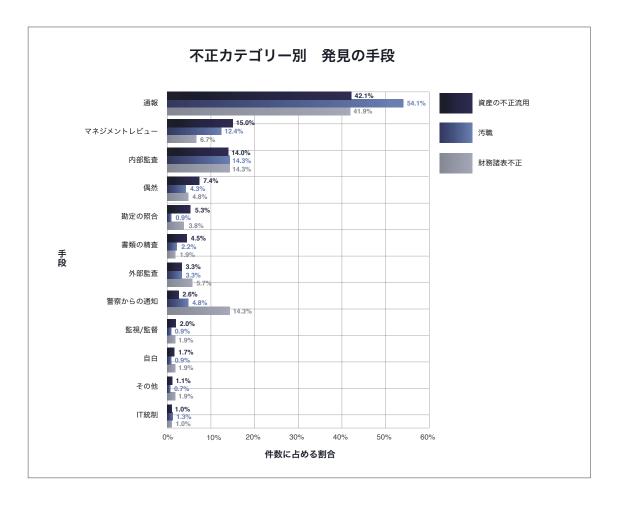
不正カテゴリー別発見方法 Detection Method by Scheme Type

次のページの表では、資産の不正流用、汚職、財務諸表不正の発見方法を比較した。組織は業界、所在地、規模、その他の要因に基づいた特定の不正リスクを有している。例えば、株式公開会社にとって財務諸表不正は特別な懸念事項であり、多国籍企業では一般に汚職のリスクが高い。カテゴリー別の一般的な発見方法を見てみることは、こうした組織の経営陣にとって役に立つであろう。

各カテゴリーで最も多く見られたのが通報であったが、中でも汚職事例で 54%と著しく高かった(資産の不正流用と財務諸表不正では 42%)。

財務諸表不正は14%が警察により発見され、汚職事例の約3倍、資産流用の5倍以上であった。

興味深いのは、内部監査が各カテゴリーに共通した発見方法である点だ。これら3カテゴリー全てにおいて、事例の 14%が内部監査による摘発であった。



地域別に見る不正の発見方法 Detection Method by Region

以下の表は不正発生地域でとの不正発見方法を示している。 4 2010年に発表した報告書同様、全地域において通報が最も一般的な発見方法で、圧倒的多数を占めた。マネジメントレビューと内部監査も全地域を通じて第2位もしくは第3位であった。また前回の調査同様、通報により摘発された事例は53%とアフリカで最も多かった(これは2010年の50%から増加している)。内部監査は地域によって最も差異のある発見方法の一つで、アフリカではわずか10%、一方ヨーロッパでは23%もの事例に及んだ。

地域別の手段								
	全ケース	米国	アジア	ヨーロッパ	アフリカ	カナダ	中南米、カリブ海	オセアニア
通報	43.3%	43.1%	43.6%	42.9%	52.7%	38.6%	43.2%	42.9%
マネジメントレビュー	14.6%	14.0%	14.2%	15.8%	15.2%	17.5%	10.8%	20.0%
内部監査	14.4%	11.7%	19.6%	23.3%	9.8%	14.0%	13.5%	14.3%
偶然	7.0%	7.8%	4.4%	3.8%	4.5%	10.5%	10.8%	8.6%
勘定の照合	4.8%	5.1%	3.4%	2.3%	6.3%	5.3%	8.1%	8.6%
書類の精査	4.1%	5.1%	2.0%	4.5%	3.6%	3.5%	5.4%	0.0%
外部監査	3.3%	3.5%	3.9%	3.8%	0.9%	1.8%	0.0%	2.9%
警察からの通知	3.0%	3.8%	2.9%	3.0%	0.9%	0.0%	2.7%	0.0%
監視/監督	1.9%	2.2%	1.5%	0.0%	2.7%	5.3%	0.0%	0.0%
自白	1.5%	1.9%	1.0%	0.8%	0.9%	0.0%	2.7%	2.9%
その他	1.1%	1.3%	1.0%	0.0%	0.9%	1.8%	0.0%	0.0%
IT統制	1.1%	0.6%	2.5%	0.0%	1.8%	1.8%	2.7%	0.0%

⁴ 各地域に含まれる国名については補足ページの別表ご参照。

被害組織(Victim Organizations)

組織の所在地域 **Geographical Location of Organizations**

本調査では96カ国から1,388件の事例が寄せられ、 職業上の不正に関してグローバルな見識を得ること ができた。我々は不正が発生した地域別に報告事例 の分析を行った。5以下の表は事例の分布と損失中央 値を地域別に示したものである。

さらに、21ページから24ページの表では地域毎に 最も頻度の高い不正を分析した。本調査結果を 2010年のものと比較することで、組織が直面する 特定の不正リスクを地域別に見て取ることができる。

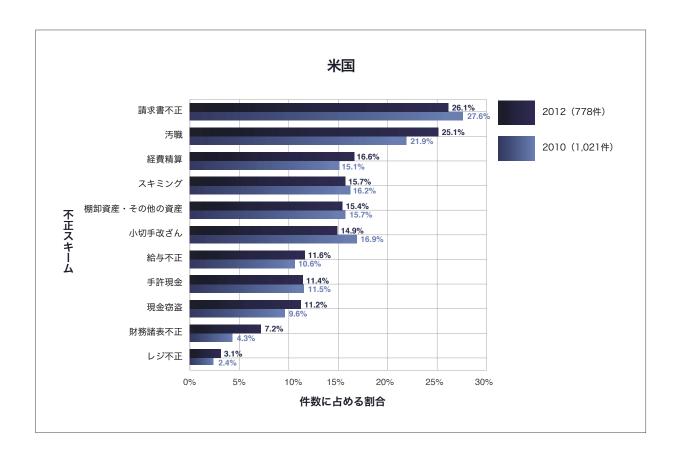


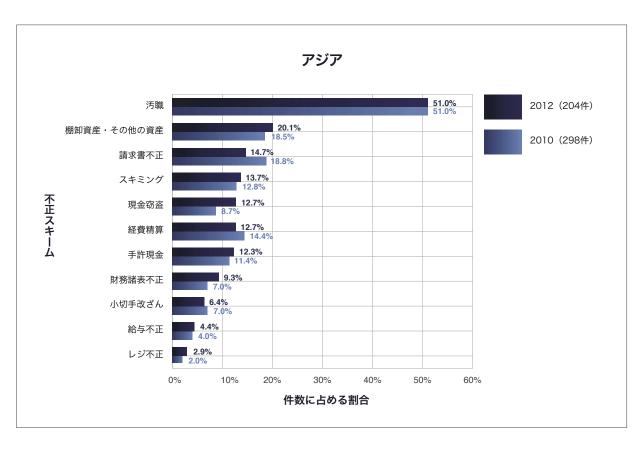
本調査では96カ国から事例が寄せられ、 職業上の不正に関してグローバルな見識 を得ることができた。

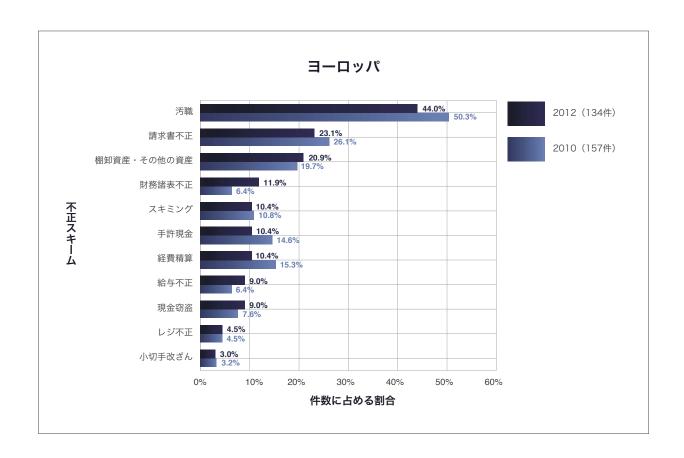
被害組織 所在地域別					
	件数	件数に占める割合	損失中央値(米ドル)		
米国	778	57.2%	\$120,000		
アジア	204	15.0%	\$195,000		
ヨーロッパ	134	9.9%	\$250,000		
アフリカ	112	8.2%	\$134,000		
カナダ	58	4.3%	\$87,000		
中南米、カリブ海	38	2.8%	\$325,000		
オセアニア	35	2.6%	\$300,000		

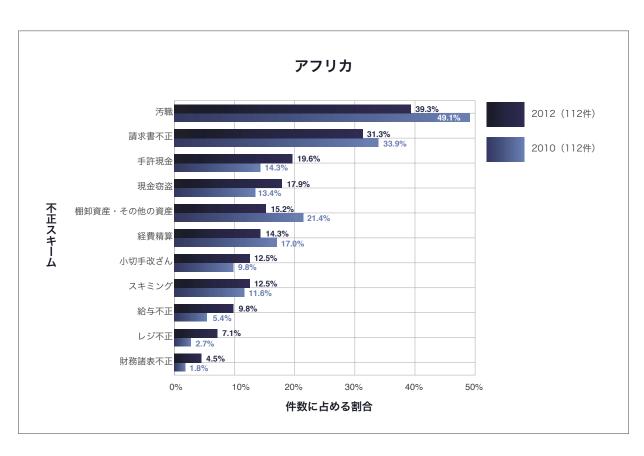
^{*}各地域に含まれる国名については補足ページの別表ご参照。

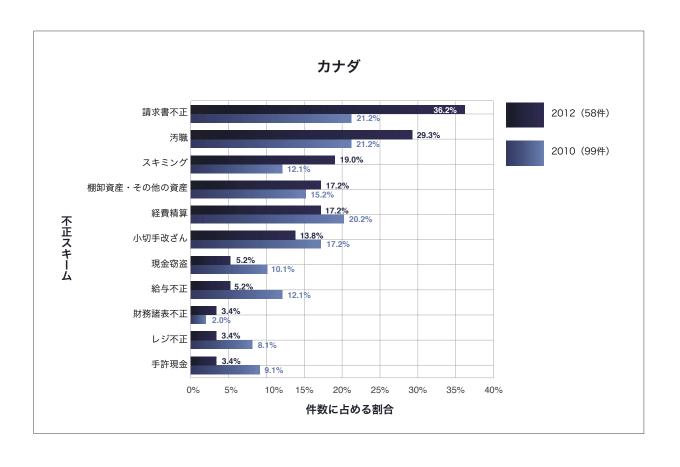
複数国にある被害組織に関しては、回答者に主犯の犯行者が所在した場所を選んでもらった。本報告書における事例データの地域別分析は、この点を考慮した上で参考にすべきである。また、米国の報告事例が多いため、 北米を米国とカナダに分け、その他の国は大陸域別に分類した。

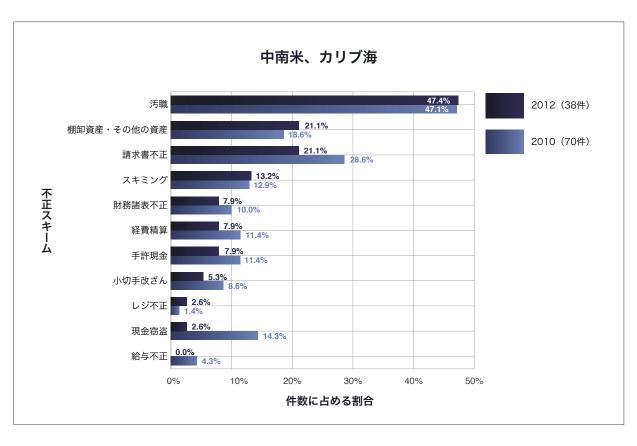


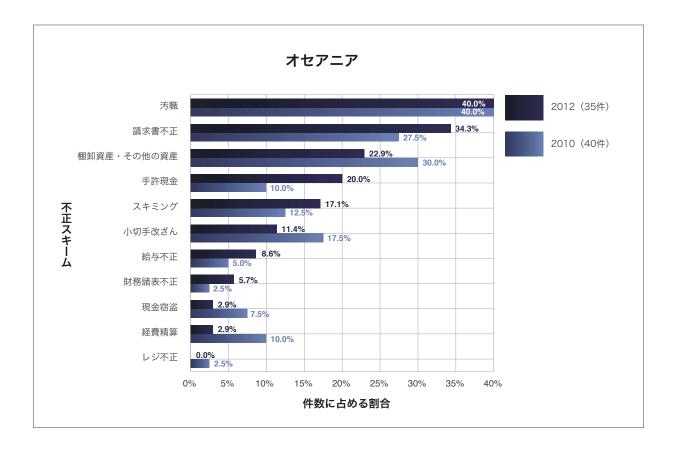












地域別の汚職事例 Corruption Cases by Region

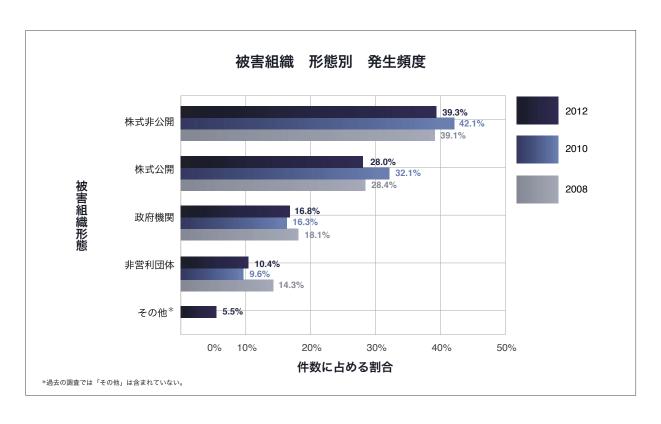
多くの組織は、新たな地域に事業を拡大する際に汚職のリスクを懸念する。そこで、汚職事例を地域別に分析してみることにした。下表がこの分析結果を示している。汚職の発生頻度と損失額の地域ごとの差異は興味深いものであるが、このデータは各地域における全般的な汚職を必ずしも反映したものではないという点に留意したい。

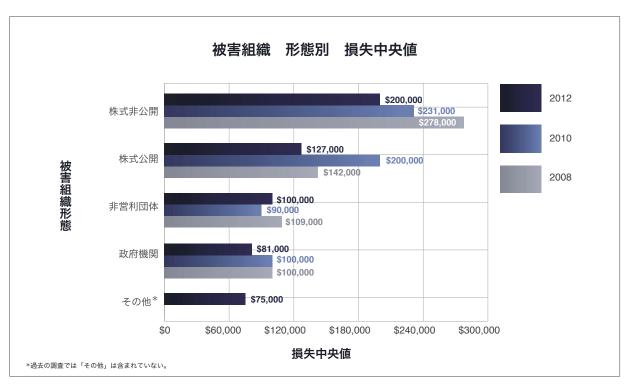
地域別 汚職事例					
地域			汚職件数	地域別割合	損失中央値
アジア			104	51.0%	\$250,000
中南米、カリブ海			18	47.4%	\$300,000
ヨーロッパ			59	44.0%	\$250,000
オセアニア			14	40.0%	\$300,000
アフリカ			44	39.3%	\$350,000
カナダ			17	29.3%	\$200,000
米国			195	25.1%	\$239,000

組織の形態

Type of Organizations

本調査では、被害組織の約40%が株式非公開企業であり、28%が株式公開会社であった。これは被害組織の2/3が営利目的組織であることを意味する。この分布はこれまでの報告と一致している。非営利組織は報告された事例の10%をわずかに上回ったに過ぎず、最も少なかった。また今回の調査でも、株式非公開企業と株式公開企業が最も大きな損失を被っていた。



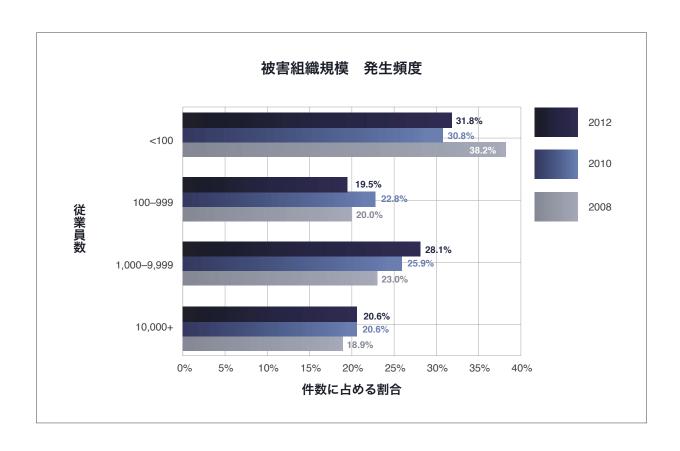


組織の規模

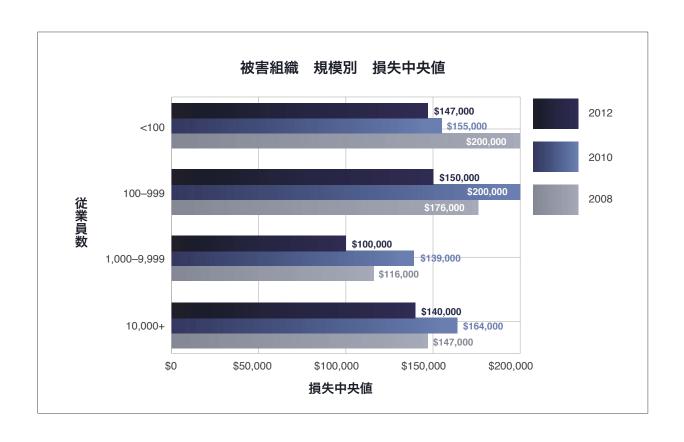
Size of Organizations

今回の調査でも小規模組織(従業員 100 名未満)が最も被害件数の多い組織であったが、組織の規模別の差異は比較的小さかった。また、多くの国で小規模組織は営利団体の大半を占めている。⁶ そのため、以下の表が示す事例の分布は、事業体全体の組織規模の分布と比較すると大規模組織に傾いている。

この差異は、組織規模別の不正発生頻度の実態を反映しているというよりも、むしろ大規模組織が往々にして不正調査に CFE を雇う傾向にあることが、少なくともその一因となっている(つまり、小規模組織の多くは不正被害にあっていてもそれが CFE によって調査されていない可能性があり、結果として本調査から除外されている訳である)。にもかかわらず、調査結果では従業員 100 名未満の企業と従業員 100 名以上 999 名以下の企業は、大規模組織と比べ損失中央値が高くなっており、これは小規模組織における不正の深刻さを反映している。

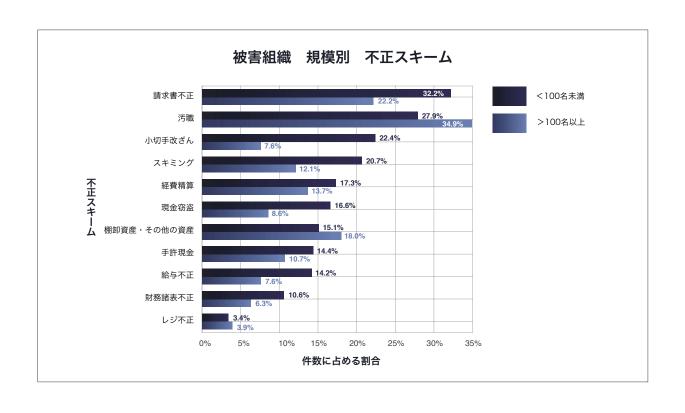


⁶ 米国の株式非公開企業の97%以上が従業員100名未満である (米連邦小企業庁、www.bls.gov/bdm/table_g.txt)。ヨーロッパのビジネスの99%以上が従業員250名未満である (欧州委員会、ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/index_en.htm)。カナダのビジネスの98%が従業員100名未満である (カナダ産業省、www.ic.gc.ca/eic/site/sbrp-rppe.nsf/wapj/KSBS-PSRPE_July-Juillet2011_eng.pdf/\$FILE/KSBS-PSRPE_July-Juillet2011_eng.pdf/\$FILE/KSBS-PSRPE_July-Juillet2011_eng.pdf/。オーストラリアでは、雇用事業の99%以上が従業員200名未満である(オーストラリアが出版)。Counts of Australian Businesses, including Entries and Exits, Jun 2007 to Jun 2011)。中南米/カリブ海では、ビジネスの7%以上が中心企業である(www.aecm.be/servlet/Repository/presentation-antonio-leone-latin-america-not-caribbean-economic-system-(sela).pdf/70RR-314)。中国企業の99%以上が中小企業である(中国国家統計局、www.stats.gov.cn/tjsi/ndsj/2011/indexeh.htm)。ナイジェリアの製造活動の約95%とモロッコの全事業会社の93%が中小企業である(経済協力開発機構、www.oecd.org/dataoecd/57/59/34908457.pdf)。



小規模組織における不正の手口 Methods of Fraud in Small Businesses

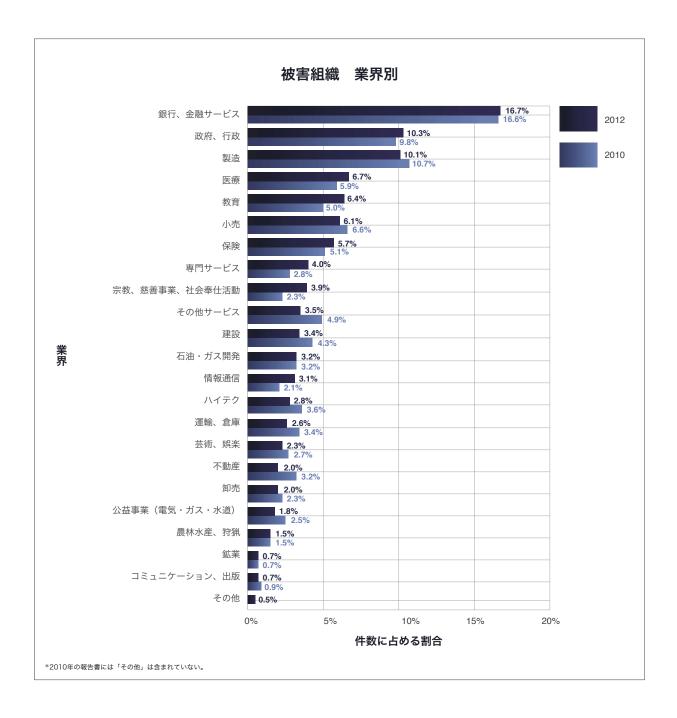
本調査は、小規模組織が直面する特定の不正リスクは概して大規模組織が直面するリスクとは異なるという考えを裏付けている。例えば、汚職は小規模組織の28%と比べ、従業員100名以上の企業では報告された事例の約35%と、大規模組織では最も頻発した不正であった。対照的に、小規模組織では請求書不正が最も多かった。また、小規模組織における小切手改ざんは大規模組織の3倍であり、給与とスキミングは約2倍であった。



組織の業界

Industry of Victim Organizations

不正の発生場所と頻度をよりよく理解するために、報告事例を業界別に分類した。銀行と金融サービス、政府と行政、および製造は、合わせて事例の37%を占めた。全体的に見て、事例の分布は過去の調査を通じて全業界でかなりの一貫性を保っている。しかしながら、このデータはCFEを雇う傾向にある業界を反映するものであり、各業界における不正の相対的な発生確率を示すものではない点に留意する必要がある。



以下の表は被害組織の業界を損失中央値の高い順に並べたものである。銀行と金融サービス、政府と行政、および製造部門では不正事例の頻度が最も高かったにもかかわらず、不正の被害は他の業界ほど深刻ではなかった。例えば、報告された事例のうち鉱業はわずか9件だが、損失中央値は最大である。不動産、建設、石油・ガス開発も同様の結果であった。

業界別	被害組織	損失中央値順		
 業 界		件数	件数に占める割合	損失中央値
鉱業		9	0.7%	\$500,000
不動産		28	2.0%	\$375,000
建設		47	3.4%	\$300,000
石油・ガス開発		44	3.2%	\$250,000
銀行、金融サービス		229	16.7%	\$232,000
製造		139	10.1%	\$200,000
医療		92	6.7%	\$200,000
運輸、倉庫		36	2.6%	\$180,000
その他サービス		48	3.5%	\$150,000
コミュニケーション、出版		9	0.7%	\$150,000
その他		7	0.5%	\$150,000
情報通信		43	3.1%	\$135,000
専門サービス		55	4.0%	\$115,000
農林水産、狩猟		20	1.5%	\$104,000
政府、行政		141	10.3%	\$100,000
小売		83	6.1%	\$100,000
ハイテク		38	2.8%	\$100,000
保険		78	5.7%	\$95,000
宗教、慈善事業、社会奉仕活動		54	3.9%	\$85,000
芸術、娯楽		32	2.3%	\$71,000
卸売		27	2.0%	\$50,000
公益事業 (電気・ガス・水道)		24	1.8%	\$38,000
教育		88	6.4%	\$36,000

各業界における不正の被害をより詳しく調査するために、業界ごとの事例をスキーム別に分類し、その頻度を示した。 以下の表は40件以上の事例が報告された業界を分析したものである。

銀行、金融サービス 229件						
不正スキーム	件数	割合				
汚職	83	36.2%				
手許現金	48	21.0%				
現金窃盗	29	12.7%				
請求書不正	29	12.7%				
棚卸資産・その他の資産	24	10.5%				
財務諸表不正	22	9.6%				
スキミング	21	9.2%				
小切手改ざん	21	9.2%				
経費精算	13	5.7%				
レジ不正	9	3.9%				
給与不正	3	1.3%				

政府、行政 141件					
不正スキーム	件数	割合			
汚職	50	35.5%			
請求書不正	33	23.4%			
棚卸資産・その他の資産	27	19.1%			
スキミング	25	17.7%			
経費精算	19	13.5%			
給与不正	18	12.8%			
小切手改ざん	15	10.6%			
手許現金	12	8.5%			
現金窃盗	10	7.1%			
財務諸表不正	9	6.4%			
レジ不正	4	2.8%			

製造業 139件					
不正スキーム	件数	割合			
汚職	47	33.8%			
請求書不正	44	31.7%			
棚卸資産・その他の資産	39	28.1%			
経費精算	25	18.0%			
小切手改ざん	16	11.5%			
給与不正	16	11.5%			
財務諸表不正	16	11.5%			
手許現金	14	10.1%			
スキミング	11	7.9%			
現金窃盗	9	6.5%			
レジ不正	5	3.6%			

医療 92件		
不正スキーム	件数	割合
請求書不正	33	35.9%
汚職	28	30.4%
経費精算	19	20.7%
スキミング	18	19.6%
小切手改ざん	17	18.5%
棚卸資産・その他の資産	17	18.5%
現金窃盗	16	17.4%
給与不正	14	15.2%
手許現金	14	15.2%
財務諸表不正	9	9.8%
レジ不正	6	6.5%

教育 88件		
不正スキーム	件数	割合
請求書不正	28	31.8%
経費精算	23	26.1%
汚職	21	23.9%
スキミング	19	21.6%
給与不正	13	14.8%
小切手改ざん	11	12.5%
手許現金	11	12.5%
現金窃盗	8	9.1%
棚卸資産・その他の資産	7	8.0%
レジ不正	5	5.7%
財務諸表不正	4	4.5%

小売 83件					
不正スキーム	件数	割合			
棚卸資産・その他の資産	23	27.7%			
汚職	19	22.9%			
スキミング	15	18.1%			
現金窃盗	15	18.1%			
手許現金	14	16.9%			
請求書不正	11	13.3%			
レジ不正	11	13.3%			
給与不正	7	8.4%			
経費精算	7	8.4%			
小切手改ざん	5	6.0%			
財務諸表不正	4	4.8%			

保険 78件		
不正スキーム	件数	割合
請求書不正	24	30.8%
汚職	21	26.9%
小切手改ざん	13	16.7%
スキミング	12	15.4%
経費精算	7	9.0%
棚卸資産・その他の資産	6	7.7%
現金窃盗	5	6.4%
給与不正	3	3.8%
手許現金	3	3.8%
財務諸表不正	2	2.6%
レジ不正	0	0.0%

専門サービス 55件		
不正スキーム	件数	割合
請求書不正	15	27.3%
汚職	15	27.3%
小切手改ざん	10	18.2%
経費精算	10	18.2%
スキミング	9	16.4%
現金窃盗	9	16.4%
給与不正	9	16.4%
棚卸資産・その他の資産	6	10.9%
手許現金	5	9.1%
財務諸表不正	2	3.6%
レジ不正	0	0.0%

宗教、慈善事業、社会奉仕活動 54件 不正スキーム 件数 割合 請求書不正 28 51.9% 小切手改ざん 18 33.3% 経費精算 31.5% スキミング 12 22.2% 汚職 12 22.2% 現金窃盗 20.4% 11 給与不正 8 14.8% 手許現金 7 13.0% 棚卸資産・その他の資産 6 11.1% レジ不正 3 5.6% 財務諸表不正 3 5.6%

不正スキーム	件数	割合
汚職	16	33.
スキミング	13	27.
経費精算	11	22.
手許現金	10	20.
請求書不正	8	16.
現金窃盗	7	14.
棚卸資産・その他の資産	7	14.
財務諸表不正	6	12.
小切手改ざん	4	8.
給与不正	4	8.3
レジ不正	2	4.:

建設 47件		
不正スキーム	件数	割合
請求書不正	17	36.2%
汚職	16	34.0%
小切手改ざん	10	21.3%
棚卸資産・その他の資産	10	21.3%
給与不正	9	19.1%
現金窃盗	8	17.0%
経費精算	6	12.8%
スキミング	5	10.6%
手許現金	5	10.6%
財務諸表不正	4	8.5%
レジ不正	0	0.0%

石油・ガス事業 44件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	22	50.0%
棚卸資産・その他の資産	10	22.7%
請求書不正	9	20.5%
小切手改ざん	5	11.4%
スキミング	4	9.1%
財務諸表不正	4	9.1%
現金窃盗	3	6.8%
経費精算	3	6.8%
給与不正	2	4.5%
レジ不正	1	2.3%
手許現金	1	2.3%

情報通信 43件		
不正スキーム	件数	割合
棚卸資産・その他の資産	14	32.6%
汚職	13	30.2%
請求書不正	11	25.6%
経費精算	5	11.6%
スキミング	3	7.0%
現金窃盗	3	7.0%
給与不正	2	4.7%
手許現金	2	4.7%
財務諸表不正	2	4.7%
レジ不正	1	2.3%
小切手改ざん	0	0.0%

業界別の汚職事例

Corruption Cases by Industry

一般に、贈賄やその他の汚職に特にさらされやすいと考えられている業界がある。そこで、業界別の汚職の発生頻度 を比較してみた。

鉱業、公益事業(電気・ガス・水道)、石油・ガス開発で発生した不正事例のうち、50%以上で何らかの汚職が絡んでいた。これは鉱業で特に発生頻度が高く、報告事例 9 件のうち 7 件が汚職を伴うものであった。特定の業界における報告事例の数には限りがあり、データの信頼性に影響を与えているかもしれないが、トランスペアレンシー・インターナショナルが公表している 2011 年版贈賄指数(2011 Bribe Payers Index)は、我々の調査結果の信用度を高めている。同指数でもまた、本調査の上位 5 位のうち石油・ガス開発、公益事業、不動産、鉱業の 4 業界が、最も贈賄が起こりやすい業界上位 5 位に位置した。7

業界別 汚職事例			
業界	全件数	汚職件数	汚職件数の割合
鉱業	9	7	77.8%
公益事業(電気・ガス・水道)	24	14	58.3%
石油・ガス開発	44	22	50.0%
ハイテク	38	18	47.4%
不動産	28	12	42.9%
農林水産、狩猟	20	8	40.0%
卸売	27	10	37.0%
銀行、金融サービス	229	83	36.2%
運輸、倉庫	36	13	36.1%
政府、行政	141	50	35.5%
建設	47	16	34.0%
製造	139	47	33.8%
その他サービス	48	16	33.3%
医療	92	28	30.4%
情報通信	43	13	30.2%
専門サービス	55	15	27.3%
保険	78	21	26.9%
芸術、娯楽	32	8	25.0%
教育	88	21	23.9%
小売	83	19	22.9%
宗教、慈善事業、社会奉仕活動	54	12	22.2%
コミュニケーション、出版	9	1	11.1%

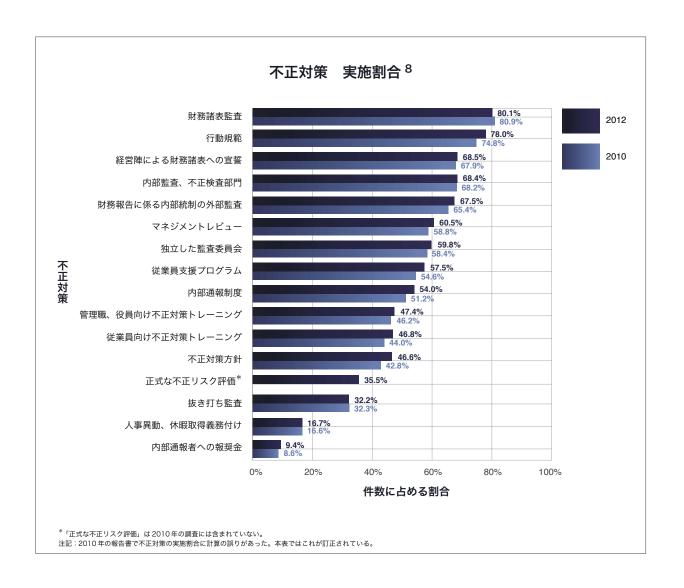
被害組織における不正対策 Anti-Fraud Controls at Victim Organizations

調査の一環として、組織が不正の防止と摘発に一般に採用している内部統制の割合とその効果を分析した。アンケートの回答者に 16 の典型的な不正対策の選択肢を示し、不正発生時に被害組織が実施していた不正対策を答えてもらった。

33ページの表から分かるように、財務諸表の外部監査が最も典型的な内部統制で、2010年の調査同様、今回も被害組織の80%以上が採用していた。さらに、被害組織の2/3以上が財務報告に係る内部統制の監査を受けていた。組織の多くが規制当局や金融業者からこうした監査の一方あるいは双方の実施を求められていることが、実施割合の高さに貢献しているかもしれない。しかしながら、この実施割合の高さを外部監査で摘発された不正が報告事例のわずか3%に過ぎないという前述の調査結果と比較してみることは、興味深いことである(14ページ参照)。

その他の典型的な統制としては、正式な行動規範(被害組織の78%)、経営陣による財務諸表への宣誓(69%)、内部監査または不正検査の専門部署(68%)が挙げられる。これらは2010年の調査でも最も実施割合の高い統制の一つだった。

今回の調査でもまた、通報が最も一般的な不正発見方法であったが(14ページ参照)、被害組織の半数近くが不正発生時に内部通報制度を設けていなかった。また、内部通報制度を有する組織は、有さない組織と比べ通報で不正が報告される割合が高かった(17ページ参照)。さらに、通報者に報奨金を提供したのは被害組織の10%未満であった。こうした割合の低さは、効果的な不正摘発のためには通報を支援し奨励する積極的な取り組みが重要であるということに、多くの組織が未だ気付いていない可能性を示している。

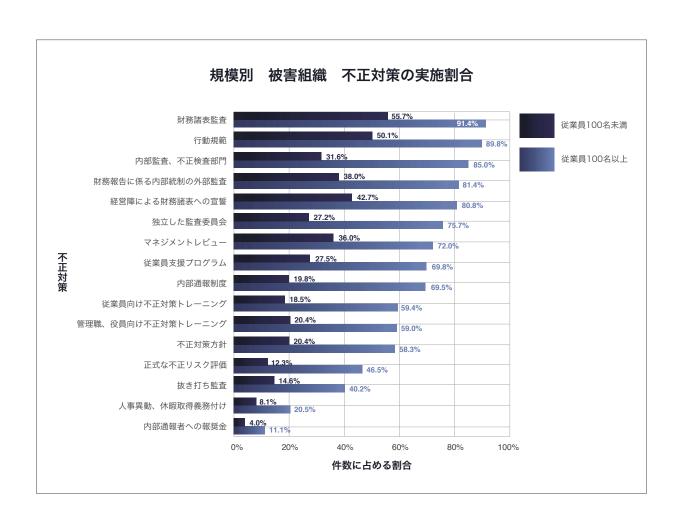


⁸ 財務諸表監査=外部監査人による財務諸表監査 (33ページから37ページの表では財務諸表監査とする)

小規模組織における不正対策 Anti-Fraud Controls at Small Businesses

小規模組織はリソースに限りがあるため、不正による資金損失から特に大きな打撃を受ける可能性がある。しかし残 念なことに、多くの小規模組織に見られる資源の限界は、たいていが不正対策統制への投資の少なさを意味し、結果 として不正にさらされやすくなっている。

この問題を説明するため、従業員 100 名未満の小規模組織と大規模組織の不正対策統制の実施割合を分析した。下表が示すように、この2つのグループ間に非常に大きな格差があることが分かる。確かに、内部監査または不正検査部門の設置など、ここで分析されている統制には相当な資源の投入が求められ、小規模組織に対して適切な費用対効果のバランスを提供するものではないだろう。しかしながら、行動規範、不正対策トレーニング、統制や手順にかかるマネジメントレビューといった統制は、多くの小規模組織がわずかな費用で実施できる対策であり、不正防止・摘発能力を大幅に高めることができる。



地域別の不正対策 Anti-Fraud Controls by Region

16 の不正対策統制の実施割合を地域別に分析した。以下の表では、地域ごとの不正防止・摘発手段に興味深い違いが見られる。注目すべきは、主に先進国が占める地域と比べ、途上国を含む地域では複数の統制の実施割合が著しく高い点である。例えば、独立した監査、抜き打ち監査、不正対策方針、内部通報者への報奨金は他の地域と比べアフリカで多く、人事異動、休暇取得義務づけは中南米、カリブ海で最も多く見られた。こうした傾向は2010年の報告書と類似しており、発展途上地域で不正行為との苦しい戦いに直面する多くの組織が、不正の防止と発見に積極的に取り組み、的を絞った対策を行っていることを意味する。

米国		
対策	件数	割合
行動規範	527	75.4%
財務諸表監査	515	72.6%
内部監査、不正検査部門	473	62.6%
財務報告に係る内部統制の外部監査	449	64.1%
従業員支援プログラム	427	67.1%
内部通報制度	403	54.4%
経営陣による財務諸表への宣誓	397	61.7%
マネジメントレビュー	394	57.2%
独立した監査委員会	373	53.7%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	337	49.7%
従業員向け不正対策トレーニング	328	48.4%
不正対策方針	323	46.7%
正式な不正リスク評価	241	35.2%
抜き打ち監査	190	27.1%
人事異動、休暇取得義務付け	93	13.6%
内部通報者への報奨金	56	8.6%

アジア		
対策	件数	割合
財務諸表監査	173	91.5%
内部監査、不正検査部門	164	81.6%
行動規範	156	83.4%
経営陣による財務諸表への宣誓	144	81.8%
独立した監査委員会	143	75.7%
財務報告に係る内部統制の外部監査	134	74.0%
マネジメントレビュー	120	66.3%
内部通報制度	112	58.0%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	95	51.4%
不正対策方針	88	48.9%
従業員向け不正対策トレーニング	85	46.7%
抜き打ち監査	80	44.2%
正式な不正リスク評価	73	39.9%
従業員支援プログラム	60	35.5%
人事異動、休暇取得義務付け	45	25.3%
内部通報者への報奨金	22	12.1%

ヨーロッパ		
対策	件数	割合
財務諸表監査	114	87.7%
行動規範	98	77.2%
内部監査、不正検査部門	96	73.3%
財務報告に係る内部統制の外部監査	88	72.7%
マネジメントレビュー	80	65.6%
独立した監査委員会	78	61.9%
経営陣による財務諸表への宣誓	76	69.7%
内部通報制度	60	46.2%
従業員向け不正対策トレーニング	54	44.6%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	53	42.7%
不正対策方針	51	41.1%
正式な不正リスク評価	48	37.5%
従業員支援プログラム	47	41.2%
抜き打ち監査	46	35.7%
人事異動、休暇取得義務付け	21	17.6%
内部通報者への報奨金	6	4.9%

アフリカ		
対策	件数	割合
財務諸表監査	96	94.1%
内部監査、不正検査部門	87	78.4%
行動規範	84	80.8%
経営陣による財務諸表への宣誓	82	83.7%
財務報告に係る内部統制の外部監査	74	75.5%
内部通報制度	62	57.4%
マネジメントレビュー	61	61.0%
独立した監査委員会	60	59.4%
不正対策方針	55	51.9%
抜き打ち監査	49	49.0%
従業員向け不正対策トレーニング	46	43.8%
従業員支援プログラム	41	43.6%
正式な不正リスク評価	39	37.9%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	33	32.0%
人事異動、休暇取得義務付け	21	21.0%
内部通報者への報奨金	19	19.8%

カナダ		
対策	件数	割合
財務諸表監査	43	84.3%
行動規範	41	82.0%
従業員支援プログラム	38	77.6%
内部監査、不正検査部門	37	66.1%
財務報告に係る内部統制の外部監査	36	73.5%
マネジメントレビュー	34	65.4%
独立した監査委員会	31	60.8%
経営陣による財務諸表への宣誓	28	65.1%
従業員向け不正対策トレーニング	27	50.9%
内部通報制度	26	47.3%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	24	48.0%
不正対策方針	23	44.2%
正式な不正リスク評価	16	30.2%
抜き打ち監査	14	29.2%
人事異動、休暇取得義務付け	4	8.3%
内部通報者への報奨金	2	4.0%

中南米、カリブ海			
対策	件数	割合	
財務諸表監査	29	80.6%	
内部監査、不正検査部門	28	73.7%	
行動規範	28	87.5%	
マネジメントレビュー	24	75.0%	
財務報告に係る内部統制の外部監査	23	65.7%	
内部通報制度	22	61.1%	
独立した監査委員会	21	67.7%	
経営陣による財務諸表への宣誓	20	60.6%	
管理職、役員向け不正対策トレーニング	18	54.5%	
不正対策方針	15	42.9%	
従業員向け不正対策トレーニング	14	42.4%	
従業員支援プログラム	14	48.3%	
人事異動、休暇取得義務付け	12	33.3%	
抜き打ち監査	8	23.5%	
正式な不正リスク評価	7	19.4%	
内部通報者への報奨金	3	9.4%	

オセアニア			
対策	件数	割合	
財務諸表監査	29	87.9%	
経営陣による財務諸表への宣誓	26	81.3%	
行動規範	26	76.5%	
独立した監査委員会	24	75.0%	
内部監査、不正検査部門	22	62.9%	
マネジメントレビュー	20	64.5%	
従業員支援プログラム	17	58.6%	
財務報告に係る内部統制の外部監査	16	53.3%	
内部通報制度	15	48.4%	
不正対策方針	12	37.5%	
正式な不正リスク評価	8	25.0%	
従業員向け不正対策トレーニング	8	25.8%	
管理職、役員向け不正対策トレーニング	8	25.0%	
抜き打ち監査	7	23.3%	
人事異動、休暇取得義務付け	3	9.4%	
内部通報者への報奨金	0	0.0%	

対策の有効性 Effectiveness of Controls

過去の調査同様、各不正対策統制を有する組織と有さない組織の損失中央値を比較した。どの統制も損失中央値の削減と関連しているが、経済的損失が最も多く減少したのが正式なマネジメントレビュー、従業員支援プログラム、内部通報制度であった。これらの統制を有さない組織では、有する組織と比べ損失中央値が45%高かった。これとは対照に、本調査で最も実施割合が高かった財務諸表の外部監査は、削減率3%未満と、損失中央値への影響が最も少なかっ

不正対策実施状況 損失額 比較					
対策	実施割合	実施組織	未実施組織	削減率	
マネジメントレビュー	60.5%	\$100,000	\$185,000	45.9%	
従業員支援プログラム	57.5%	\$100,000	\$180,000	44.4%	
内部通報制度	54.0%	\$100,000	\$180,000	44.4%	
管理職、役員向け不正対策トレーニング	47.4%	\$100,000	\$158,000	36.7%	
財務報告に係る内部統制の外部監査	67.5%	\$120,000	\$187,000	35.8%	
従業員向け不正対策トレーニング	46.8%	\$100,000	\$155,000	35.5%	
不正対策方針	46.6%	\$100,000	\$150,000	33.3%	
正式な不正リスク評価	35.5%	\$100,000	\$150,000	33.3%	
内部監査、不正検査部門	68.4%	\$120,000	\$180,000	33.3%	
人事異動、休暇取得義務付け	16.7%	\$100,000	\$150,000	33.3%	
抜き打ち監査	32.2%	\$100,000	\$150,000	33.3%	
内部通報者への報奨金	9.4%	\$100,000	\$145,000	31.0%	
行動規範	78.0%	\$120,000	\$164,000	26.8%	
独立した監査委員会	59.8%	\$125,000	\$150,000	16.7%	
経営陣による財務諸表への宣誓	68.5%	\$138,000	\$164,000	15.9%	
財務諸表監査	80.1%	\$140,000	\$145,000	3.4%	

本調査ではまた、それぞれの統制と不正が摘発されるまでの期間との関係を分析した。摘発までの期間の短縮率が最 も高かったのは、犯行者に摘発の可能性を示唆する統制である。つまり、人事異動、休暇取得義務づけ、内部通報者 への報奨金、抜き打ち監査を採用した組織は、これらの統制を有さない組織と比べ、2倍以上の速さで不正を摘発し ていた。損失中央値の削減に関する調査結果と同様、財務諸表の外部監査は摘発までの期間の短縮率が最も低かった。

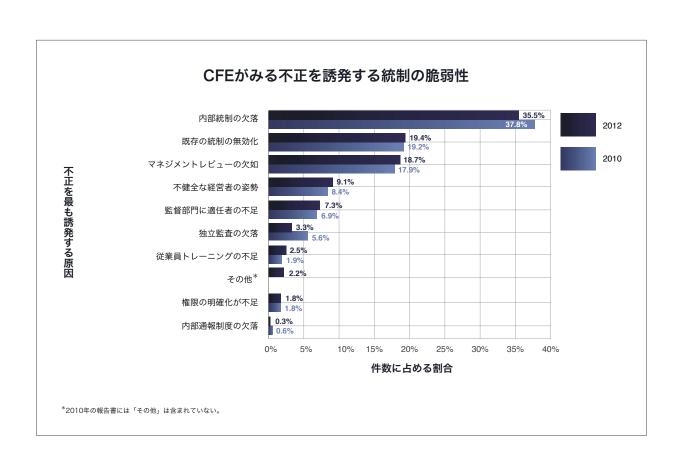
不正対策 実	施状況 摘発す	きでの期間 比	公 較	
対 策	実施割合	実施組織	未実施組織	削減率
人事異動、休暇取得義務付け	16.7%	9ヵ月	24 ヵ月	62.5%
内部通報者への報奨金	9.4%	9ヵ月	22 ヵ月	59.1%
抜き打ち監査	32.2%	10 ヵ月	24 ヵ月	58.3%
行動規範	78.0%	14 ヵ月	30 ヵ月	53.3%
不正対策方針	46.6%	12 ヵ月	24 ヵ月	50.0%
財務報告に係る内部統制の外部監査	67.5%	12ヵ月	24 ヵ月	50.0%
正式な不正リスク評価	35.5%	12 ヵ月	24 ヵ月	50.0%
従業員向け不正対策トレーニング	46.8%	12ヵ月	24 ヵ月	50.0%
管理職、役員向け不正対策トレーニング	47.4%	12 ヵ月	24 ヵ月	50.0%
内部通報制度	54.0%	12 ヵ月	24 ヵ月	50.0%
経営陣による財務諸表への宣誓	60.5%	12 ヵ月	24 ヵ月	50.0%
独立した監査委員会	59.8%	13 ヵ月	24 ヵ月	45.8%
内部監査、不正検査部門	68.4%	13 ヵ月	24 ヵ月	45.8%
マネジメントレビュー	68.5%	14 ヵ月	24 ヵ月	41.7%
従業員支援プログラム	57.5%	16 ヵ月	21 ヵ月	23.8%
財務諸表監査	80.1%	17 ヵ月	24 ヵ月	29.2%

さらにアンケートでは、不正発生時に被害組織が不正検査士(Certified Fraud Examiner, CFE)を雇っていたか、回答者に答えてもらった。組織の約 45%が少なくとも CFE を一人雇っており、不正発生時に CFE を雇っていなかった組織と比べ、不正で被った損失が損失中央値で 44%低く、継続期間は約半分であった。

不正を誘発した統制の脆弱性 Control Weaknesses That Contributed to Fraud

不正発生のきっかけとなった要因を特定することは、同種の不正が再発するのを防ぐ上で重要な役割を果たす。そこでアンケートの回答者に不正を誘発する共通の問題を示し、不正発生の一因と考えられる被害組織の主な統制の脆弱性を選んでもらった。明らかな統制の欠落が最も多く、35%以上の事例で主要な脆弱性に挙げられた。これは小規模組織では45%以上に上る。実行者が不正を行うために既存の統制を無視した、が19%、またほぼ同数の回答者が、マネジメントレビューの欠如が不正につながる主な統制の脆弱性だったと答えた。

興味深いことに、不適切な経営姿勢は報告事例全体の9%であったが、損失額が100万ドル以上の事例では18%を占めている。この調査結果は、組織の財政と評判をまさに破壊し得る大規模な不正から組織を守る上で、健全な姿勢を示すことの重要性を強調している。



犯行者について(Perpetrators)

回答者に対して、犯行者の職位、年齢、性別、被害 組織での在職期間、学歴、所属部署、犯罪歴および 職歴、不正発覚以前に見られた不正の兆候を含む、 統計的情報を提供してもらった。⁹この情報を基に 犯行者に共通の特徴を特定すれば、組織内のさまざ まな分野における相対的なリスク水準を判断し、不 正行為に共通の特質や行動を明らかにするのに役立つ。 前述したように、本調査のデータ結果で最も興味深 いのが、毎回の調査結果に一貫性があることであり、 つまりは犯行者に関する我々の調査結果が職業上の 不正犯行者全般の傾向を反映し得るものであること を意味している。

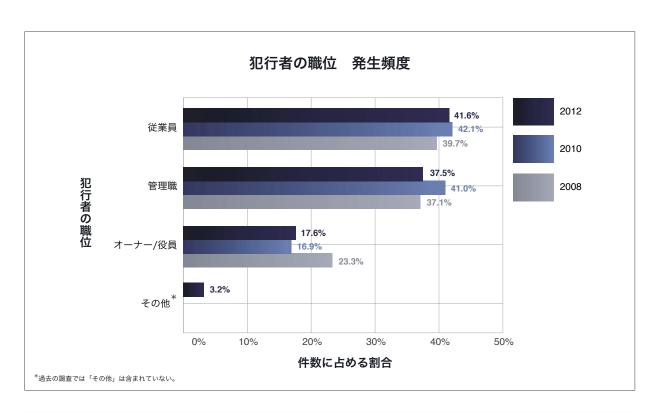
犯行者の職位 Perpetrator's Position

下表は、従業員、管理職、オーナー/役員という3つの大まかな職位レベルに基づく犯行者の分布である。犯行者の約42%が従業員で、管理職が38%、オーナー/役員は18%であった。こうした分布は前回2回の調査と非常に類似している。



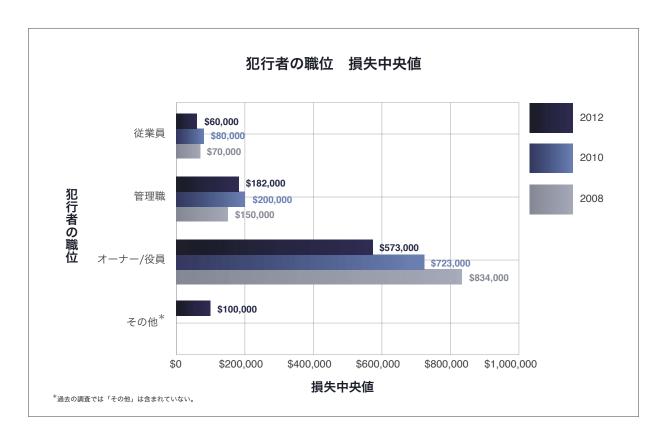
(+)

不正の3/4以上が経理、オペレーション、営業、役員/上級管理職、カスタマーサービス、仕入れの6部署に属する者によって行われていた。



⁹ 犯行者が複数いる事例では、第一の実行者(回答者である公認不正検査士が主犯と見なした人物)に関して回答してもらった。

犯行者の職位と不正の損失額の間には明確な相関関係が見られる。オーナー/役員による損失は管理職の約3倍に上り、同様に管理職による損失は従業員の約3倍であった。一般に犯行者は職位が高ければ組織の資産を利用しやすく、不正対策統制を無効にしやすい地位にあるため、この結果は予想通りであった。

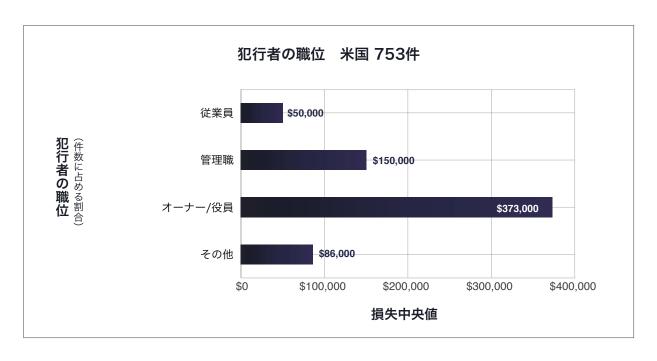


管理職とオーナー/役員による不正は多くの場合で 摘発に2年を要していた。これは従業員の2倍におよ び、職位の高い犯行者が概して統制を無視したり不 正行為を隠蔽したりしやすい地位にあることを反映 するものかもしれない。また、従業員や不正対策専 門家が職位の高い人物に対する申し立てや調査の実 施に躊躇することも影響していると思われる。

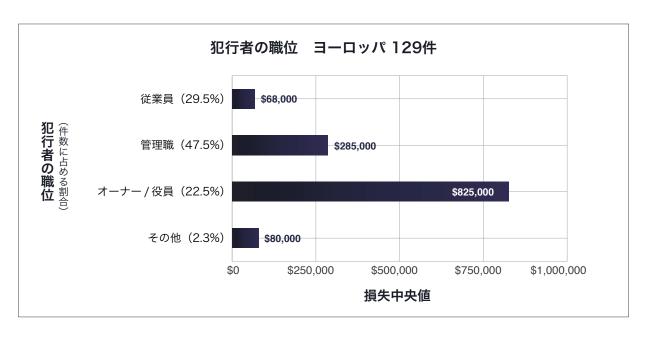
職位別	糸	迷続期間
職位		継続中央値
従業員		12
管理職		24
オーナー/役員		24
その他		10

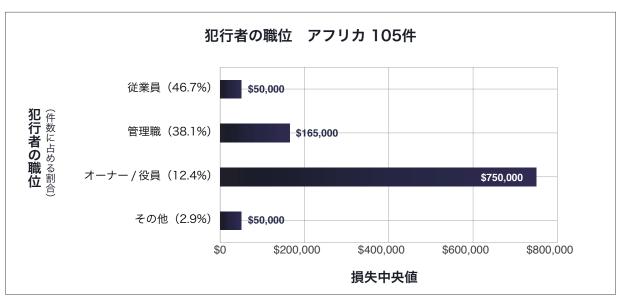
次のページの表は職位別の実行者の分布と損失中央値を地域別に示している。一地域を除く全地域で、不正の77%から86%が従業員と管理職によるものであったが、その一方でオーナー/役員による損失ははるかに大きかった。例外はカナダで、オーナー/役員による損失は管理職より少なかった。しかしながら、カナダで報告されたオーナー/役員の事例はわずか8件と非常に少なく、損失値の信頼性に大きく影響している。

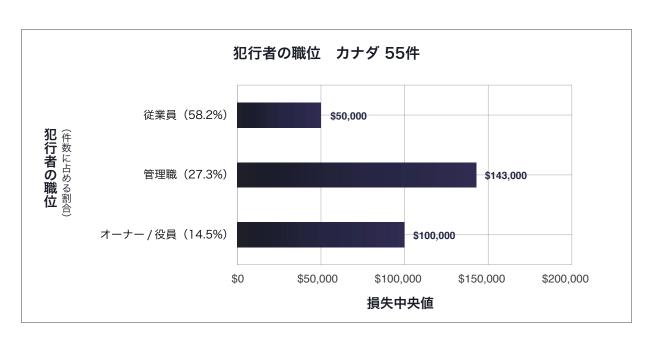
興味深いことに、米国とカナダの損失額は他の全地域よりも低く、これは特にオーナー / 役員に顕著だった。この理 由は定かではないが、2010年の報告書にも同様の結果が見られる。この相互関係は、米国とカナダでは役員による 損失額が実際に低いことが原因かもしれなければ、単に両国の公認不正検査士が他の地域の不正検査士と比べ役員に よる損失額の低い不正行為を調査する傾向にあることが原因かもしれない。

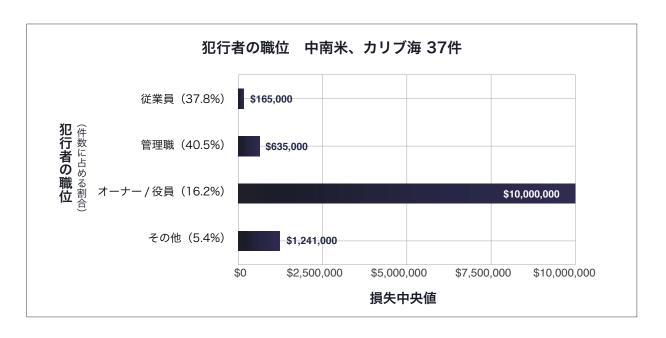


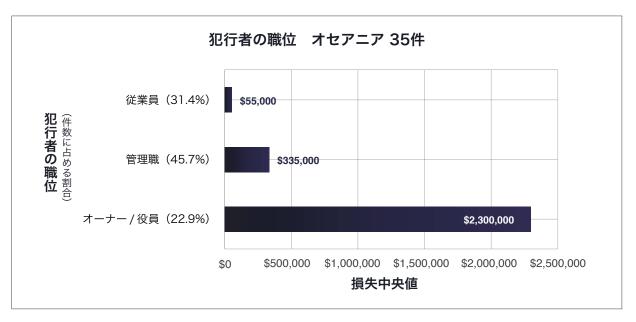








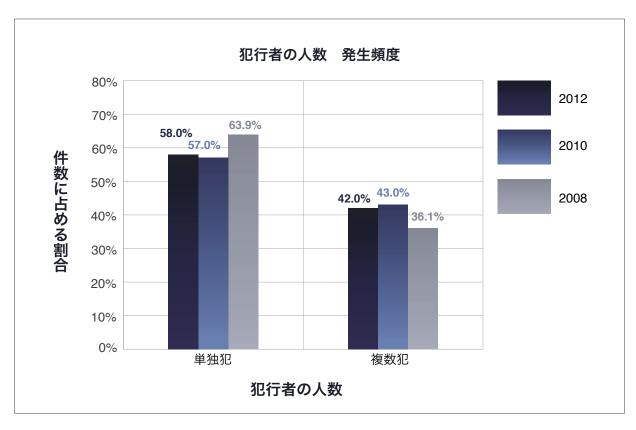


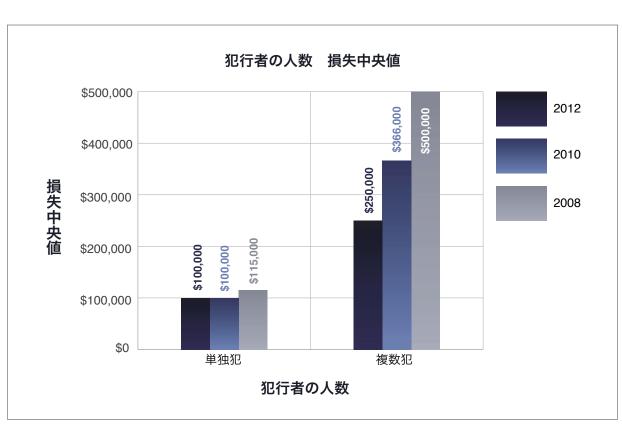


共謀の影響 The Impact of Collusion

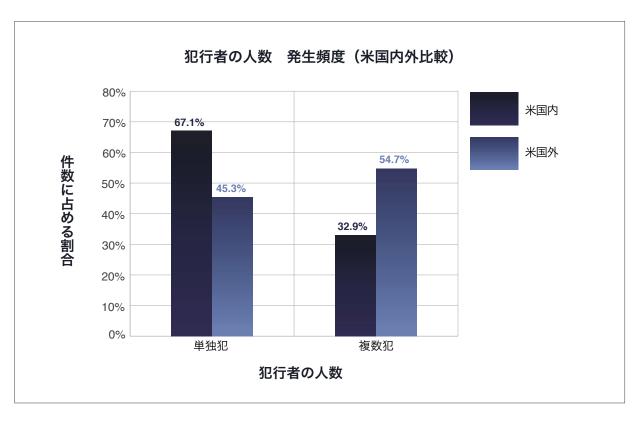
複数の個人が共謀して働く不正は、組織にとりわけ大きな損失をもたらす。これは犯行者が力を合わせることで、不正対策統制を回避したり無効にしたりすることができるとき、特に深刻である。最近の3回の調査では、共謀事例(不正に2人以上の犯行者が関わっている)の割合は類似しており、全事例の36%から42%で複数の犯行者が報告された。

また、共謀を伴う不正は単独の犯行者による不正と比べ損失額がかなり大きい点でも一貫している。次のページの表が示すように、本調査における共謀スキームの損失中央値は25万ドルで、単独犯の不正の2倍を超えた。興味深いことに、3回の調査にわたり複数犯のスキームでは2008年の50万ドルから本調査の25万ドルと損失額が大幅に減少しているが、その一方で単独犯の不正による損失額には変化は見られなかった。





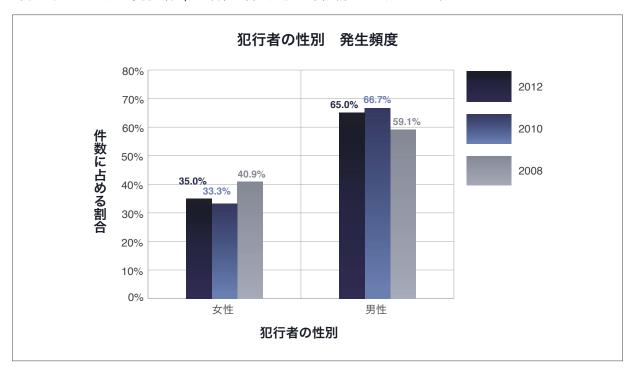
全体としては本調査の事例の 42%が複数犯行者によるものであったが、米国と米国を除く地域の間で大きな格差が見られた。米国では共謀を伴う事例は全体のわずか 1/3 であるのに比べ、米国を除く地域では 55%に上っている。また、単独犯による損失中央値は 10 万ドルと米国内外で同一であったにもかかわらず、米国を除く地域における共謀事例の損失中央値は米国の約 2 倍におよんだ。



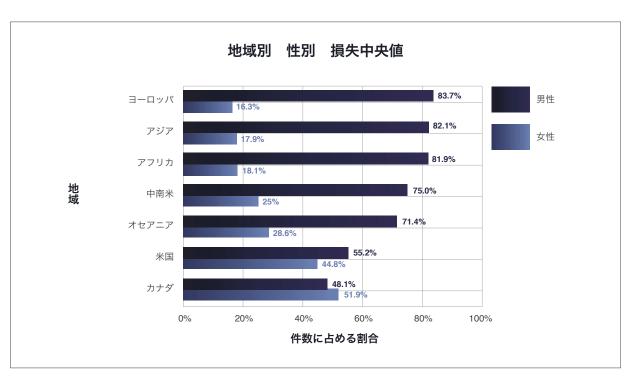


犯行者の性別 Perpetrator's Gender

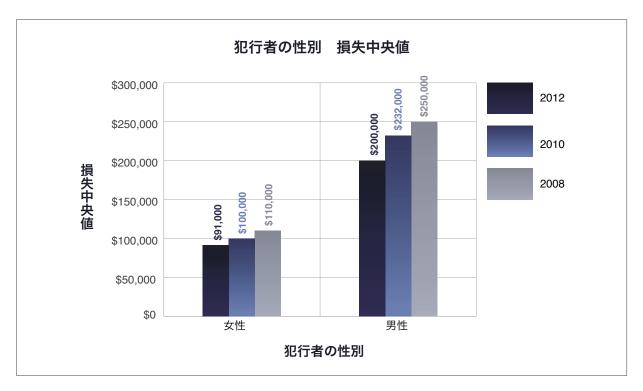
下表が示すように、全事例の約2/3を男性が占め、過去2回の調査と一致している。



犯行者の男女比は地域によって大きく異なる。ヨーロッパ、アジア、アフリカ、中南米・カリブ海では、男性による不正が事例の75%以上を占め、2010年の調査と同様であった。比べて男性による不正事例はカナダと米国で最も低く、同じく2010年の調査と一致していた。実際のところカナダでは女性による不正件数が男性を超えている。しかし、カナダの事例はわずか58件に過ぎず、この調査結果の信頼性に影響を及ぼしているとも言える。



毎回の報告書で最も興味深い調査結果の一つとして、男性の実行者による損失額が女性の2倍以上に及ぶ傾向にある 点が挙げられる。今回の調査では、男性による不正の損失中央値が20万ドルであったのに比べ、女性は9.1万ドルで あった。以下の表は、こうした傾向が過去2回の調査と一貫していることを示している。



こうした格差は男性が女性より高い職位にあることだけが原因ではないように思われる。以下の表では、男女の損失 額を犯行者の職位別に比較してみた。どの職位レベルでも、男性による損失額の方が明らかに高かった。 10



¹⁰ 女性が関わる事例はオーナー/役員の職位ではわずか31件しか報告を受けておらず、損失額のデータの信頼性に影響している。

犯行者の年齢 Perpetrator's Age

下表が示すように、犯行者の年齢別分布はおおよそ釣鐘曲線に沿っており、2010年と2012年の調査でほぼ一致していた。犯行者の約54%が31歳から45歳の年齢層であった。しかしながら、犯行者の年齢が上がるにつれ、不正損失額も上昇している。今回の調査ではこうした上昇傾向は前回の調査ほど顕著ではなかったが、50歳から55歳の年齢層で突如外れ値を示すまで徐々に増加している。50歳から55歳の年齢層では、損失中央値が60万ドルと他のすべての年齢層の約2.5倍となっている。



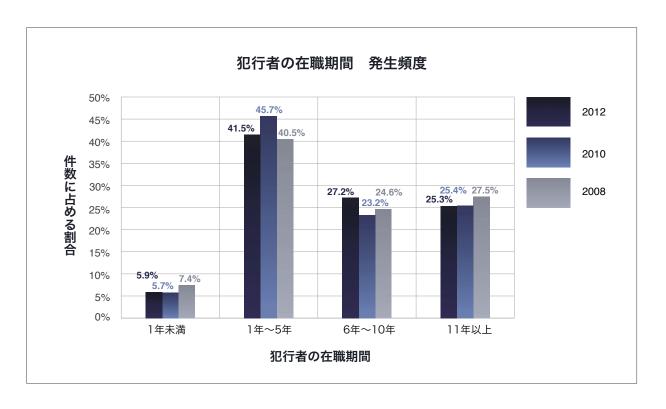


犯行者の在職期間

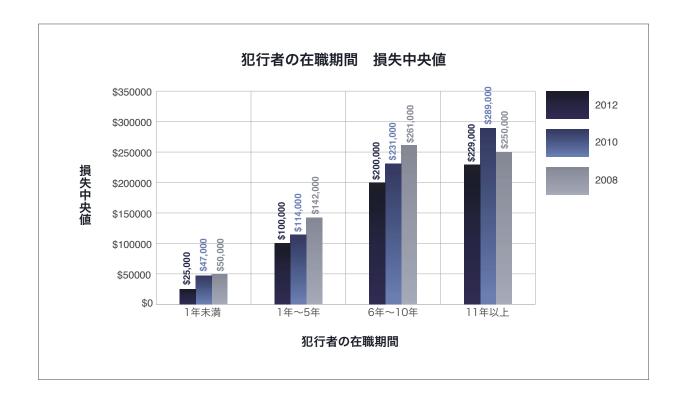
Perpetrator's Tenure

過去の調査を通じて在職期間と不正損失額の間に明確な相関関係が見られる。一般に、組織での在職期間が長ければ 上司や同僚からより多くの信頼が得られ、結果として監視が薄くなる。また経験を通じて組織の内部統制をより深く 知ることができるため、不正をより上手く実行し隠蔽することができるのだ。

職業上の不正犯行者の約42%が組織に1年から5年在職していた。一方、組織で働き始めた最初の年に不正を働いた 犯行者は6%に満たなかった。全体として、在職期間の分布は前回2回の調査結果と一致している。



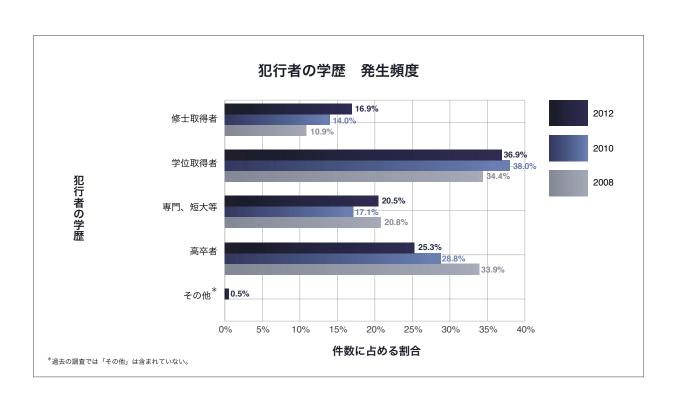
前述したように、職業上の不正による損失額は被害組織における在職期間に沿って上昇する傾向にある。本調査のデータによると、在職期間が10年を超える犯行者による不正の損失中央値は22.9万ドルであった(次のページの表を参照)。これは、在職期間が1年以上5年未満の犯行者の2倍を超え、1年未満の犯行者の10倍近くに上る。不正損失額と在職期間の間に相関関係が存在する点は過去の調査と一致しているが、今回の調査ではすべての在職期間において損失額が過去の調査を下回った。



犯行者の学歴

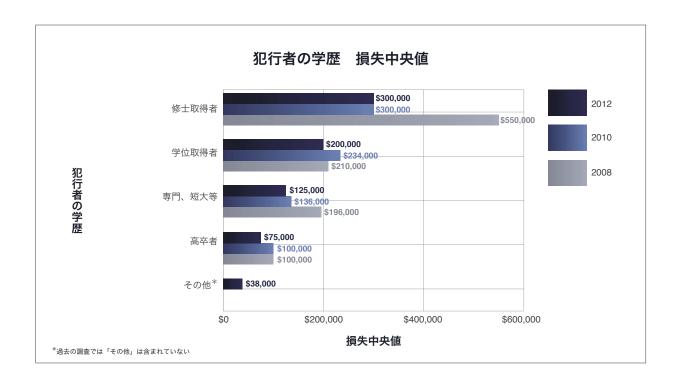
Perpetrator's Education Level

下表は犯行者の学歴別分布を示したものである。犯行者の約54%が学位取得者または修士取得者だった。これは、犯行者の52%が学位または修士取得者であった2010年の調査結果と類似している。



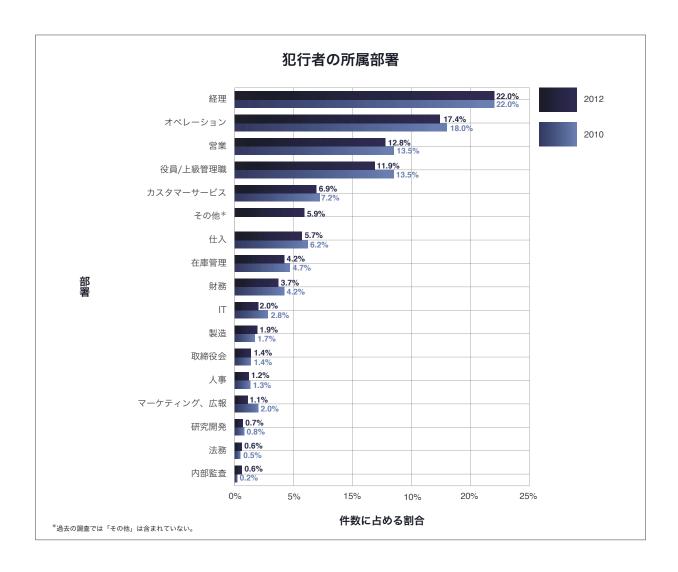
これまでの調査では、学歴が高い犯行者による不正は損失額が高い傾向にあることが分かっている。一般に学歴の高い個人は組織内でも高い職位にあると考えられ、こうした相関関係の最も大きな理由だと思われる。また、高学歴の犯行者は不正スキームを練る技能にも長けているとも言える。

本調査のデータでは、損失額の上昇が学歴と直接的に相関している。学位取得者の損失中央値が20万ドルであったのに対し、修士取得者では30万ドルだった。また高卒者以下では7.5万ドルであった。



犯行者の所属部署 Perpetrator's Department

犯行者の所属部署で最も多かったのが、経理、オペレーション、営業、役員 / 上級管理職、カスタマーサービス、仕入れの6部署だった。これら6部署は合計で全報告事例の77%を占めた。次のページの表が示すように、犯行者の所属部署別分布は2010年の調査と著しく類似している。



予想通り、役員 / 上級管理職の犯行者による不正の損失額は 50 万ドルと最大だった一方で、カスタマーサービスでは 3 万ドルと最小であった。経理部に所属する者による損失中央値は 18.3 万ドルと第 5 位であったが、不正件数が全報 告事例の 22%を占めるなど他部署をはるかに上回った。

犯行者の所属部署(損失中央値順)					
部署	件数	割合	損失中央値		
役員/上級管理職	159	11.9%	\$500,000		
財務	49	3.7%	\$250,000		
取締役会	19	1.4%	\$220,000		
仕入	76	5.7%	\$200,000		
経理	293	22.0%	\$183,000		
法務	8	0.6%	\$180,000		
マーケティング、広報	14	1.1%	\$165,000		
製造	25	1.9%	\$160,000		
人事	16	1.2%	\$121,000		
研究開発	9	0.7%	\$100,000		
Π	27	2.0%	\$100,000		
その他	79	5.9%	\$100,000		
オペレーション	232	17.4%	\$100,000		
営業	170	12.8%	\$90,000		
在庫管理	56	4.2%	\$67,000		
内部監査	8	0.6%	\$32,000		
カスタマーサービス	92	6.9%	\$30,000		

地域別に見た犯行者の所属部署 Perpetrator's Department Based on Region

以下の表は犯行者の所属部署ごとの事例の分布を地域別に示したものである。前述した上位6部署(経理、オペレー ション、営業、役員 / 上級管理職、カスタマーサービス、仕入れ)は、全地域において事例の 69%から 81%を占めた。

米国 750件				
部署	件数	割合		
経理	197	26.3%		
オペレーション	137	18.3%		
役員/上級管理職	91	12.1%		
営業	81	10.8%		
その他	56	7.5%		
カスタマーサービス	53	7.1%		
在庫管理	28	3.7%		
仕入	23	3.1%		
財務	21	2.8%		
取締役会	11	1.5%		
製造	10	1.3%		
人事	9	1.2%		
IT	8	1.1%		
マーケティング、広報	7	0.9%		
研究開発	7	0.9%		
法務	6	0.8%		
内部監査	5	0.7%		

アジア 198件		
部署	件数	割合
営業	39	19.7%
オペレーション	32	16.2%
役員/上級管理職	25	12.6%
仕入	23	11.6%
経理	22	11.1%
カスタマーサービス	13	6.6%
在庫管理	9	4.5%
財務	8	4.0%
製造	6	3.0%
取締役会	4	2.0%
人事	4	2.0%
IT	4	2.0%
その他	4	2.0%
マーケティング、広報	3	1.5%
法務	2	1.0%
内部監査	0	0.0%
研究開発	0	0.0%

ヨーロッパ 128件			
部署	件数	割合	
営業	24	18.8%	
経理	21	16.4%	
役員/上級管理職	18	14.1%	
オペレーション	16	12.5%	
仕入	12	9.4%	
財務	8	6.3%	
在庫管理	7	5.5%	
カスタマーサービス	6	4.7%	
IT	6	4.7%	
製造	4	3.1%	
取締役会	3	2.3%	
内部監査	1	0.8%	
その他	1	0.8%	
研究開発	1	0.8%	
人事	0	0.0%	
マーケティング、広報	0	0.0%	
法務	0	0.0%	

アフリカ 107件				
部署	件数	割合		
経理	24	22.4%		
オペレーション	22	20.6%		
仕入	9	8.4%		
役員/上級管理職	8	7.5%		
営業	8	7.5%		
財務	7	6.5%		
その他	7	6.5%		
IT	4	3.7%		
在庫管理	4	3.7%		
カスタマーサービス	3	2.8%		
製造	3	2.8%		
マーケティング、広報	3	2.8%		
人事	2	1.9%		
内部監査	2	1.9%		
取締役会	1	0.9%		
法務	0	0.0%		
研究開発	0	0.0%		

カナダ 55件		
部署	件数	割合
経理	11	20.0%
営業	10	18.2%
カスタマーサービス	8	14.5%
オペレーション	6	10.9%
その他	4	7.3%
仕入	4	7.3%
IT	3	5.5%
役員/上級管理職	2	3.6%
財務	2	3.6%
在庫管理	2	3.6%
人事	1	1.8%
マーケティング、広報	1	1.8%
研究開発	1	1.8%
取締役会	0	0.0%
製造	0	0.0%
法務	0	0.0%
内部監査	0	0.0%

中南米、カリブ海 37件				
部署	件数	割合		
経理	7	18.9%		
役員/上級管理職	7	18.9%		
オペレーション	7	18.9%		
カスタマーサービス	4	10.8%		
仕入	3	8.1%		
財務	2	5.4%		
その他	2	5.4%		
営業	2	5.4%		
在庫管理	2	5.4%		
製造	1	2.7%		
取締役会	0	0.0%		
人事	0	0.0%		
法務	0	0.0%		
内部監査	0	0.0%		
IT	0	0.0%		
マーケティング、広報	0	0.0%		
研究開発	0	0.0%		

オセアニア 35件			
部署	件数	割合	
オペレーション	7	20.0%	
役員/上級管理職	6	17.1%	
営業	5	14.3%	
経理	4	11.4%	
カスタマーサービス	4	11.4%	
在庫管理	3	8.6%	
その他	2	5.7%	
財務	1	2.9%	
IT	1	2.9%	
製造	1	2.9%	
仕入	1	2.9%	
取締役会	0	0.0%	
人事	0	0.0%	
法務	0	0.0%	
内部監査	0	0.0%	
マーケティング、広報	0	0.0%	
研究開発	0	0.0%	

犯行者の部署別に見た不正スキーム Scheme Type Based on Perpetrator's Department

前項では職業上の不正が最も多い部署を特定した。以下の表は、各部署で最も頻発した不正スキームをまとめたものである。ここでは少なくとも事例の5%を占める6部署のみに焦点を当てた。汚職は経理を除く全部署で最も頻発したスキームで、経理では請求書不正(31%)と小切手改ざん(30%)が上位2位を占めた。

経理 293件				
不正スキーム	件数	割合		
請求書不正	91	31.1%		
小切手改ざん	87	29.7%		
スキミング	67	22.9%		
給与不正	54	18.4%		
汚職	50	17.1%		
手許現金	50	17.1%		
現金窃盗	50	17.1%		
経費精算	39	13.3%		
財務諸表不正	27	9.2%		
棚卸資産・その他の資産	16	5.5%		
レジ不正	15	5.1%		

オペレーション 232件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	76	32.8%
請求書不正	56	24.1%
経費精算	45	19.4%
棚卸資産・その他の資産	41	17.7%
スキミング	30	12.9%
手許現金	27	11.6%
現金窃盗	26	11.2%
小切手改ざん	23	9.9%
給与不正	20	8.6%
財務諸表不正	15	6.5%
レジ不正	7	3.0%

営業 170件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	53	31.2%
棚卸資産・その他の資産	38	22.4%
スキミング	31	18.2%
経費精算	26	15.3%
請求書不正	25	14.7%
現金窃盗	19	11.2%
手許現金	16	9.4%
レジ不正	10	5.9%
財務諸表不正	8	4.7%
小切手改ざん	6	3.5%
給与不正	4	2.4%

役員/上級管理職 159件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	85	53.5%
請求書不正	52	32.7%
経費精算	34	21.4%
財務諸表不正	33	20.8%
棚卸資産・その他の資産	25	15.7%
スキミング	24	15.1%
手許現金	22	13.8%
給与不正	20	12.6%
現金窃盗	19	11.9%
小切手改ざん	13	8.2%
レジ不正	4	2.5%

カスタマーサービス 92件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	19	20.7%
棚卸資産・その他の資産	18	19.6%
スキミング	12	13.0%
手許現金	12	13.0%
現金窃盗	10	10.9%
請求書不正	7	7.6%
経費精算	7	7.6%
小切手改ざん	5	5.4%
レジ不正	4	4.3%
財務諸表不正	1	1.1%
給与不正	0	0.0%

仕入 76件		
不正スキーム	件数	割合
汚職	52	68.4%
請求書不正	27	35.5%
棚卸資産・その他の資産	15	19.7%
経費精算	5	6.6%
スキミング	3	3.9%
給与不正	3	3.9%
財務諸表不正	3	3.9%
小切手改ざん	2	2.6%
手許現金	2	2.6%
現金窃盗	1	1.3%
レジ不正	1	1.3%

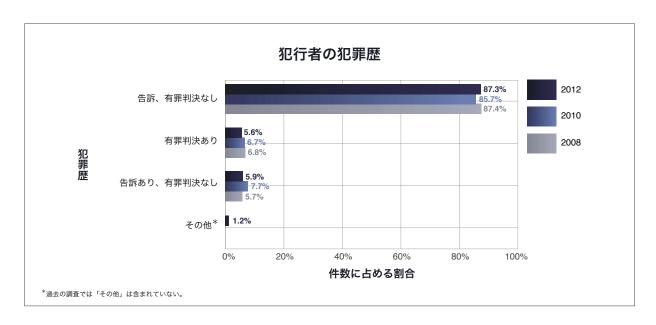
犯行者の犯罪・職歴

Perpetrator's Criminal and Employment History

犯行者の犯罪歴

Perpetrator's Criminal Background

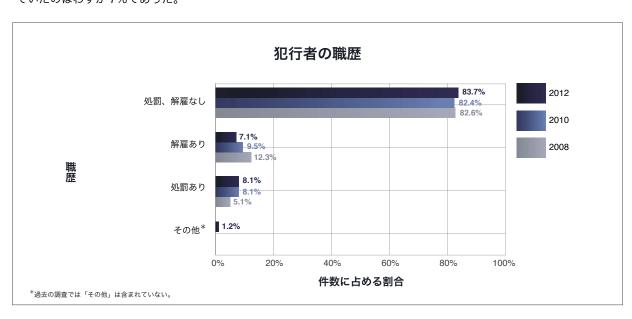
860件の事例で回答者から犯行者の前科に関する情報が寄せられた。うち、過去に不正関連の違法行為で有罪判決を受けた犯行者はわずか6%だった。この調査結果は過去のものと一致している。



犯行者の職歴

Perpetrator's Employment History

695 件の事例で不正検査士から犯行者の職歴に関する情報が寄せられた。これによると、職業上の不正犯行者の大半 (84%) が過去に不正関連の違反行為で雇用者から処罰または解雇処分を受けていなかった。不正で解雇処分を受けていたのはわずか 7%であった。



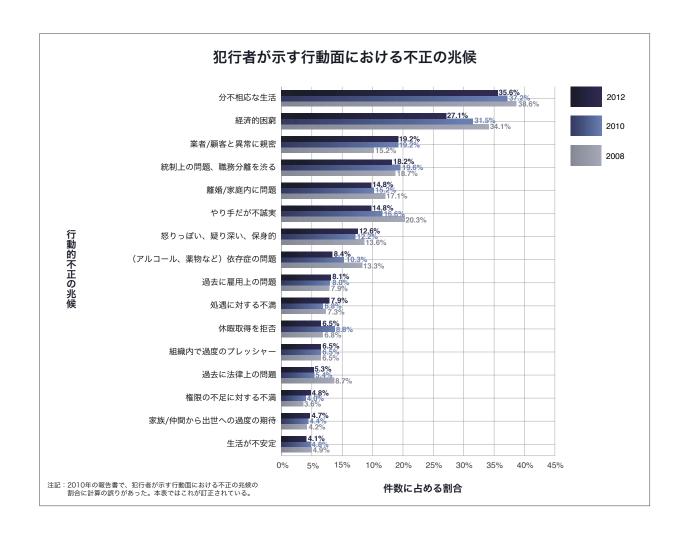
犯行者が示す行動面における不正の兆候 Behavioral Red Flags Displayed by Perpetrators

職業上の不正犯行者の大半が少なくともある程度は何らかの財政的プレッシャーが理由で犯行に至る。さらに、犯行者は犯行中にストレスや捕まる恐怖から特定の言動を見せることが多い。特徴的な不正の兆候は多くの場合で不正が発生していることを告げる危険信号であり、そのため犯行者が示す特徴的な不正の兆候の頻度を分析することは、本調査の目的の一つでもある。そこで過去の調査を基に、回答者に対し16の典型的な不正の兆候を提示し、不正発見前に犯行者が示した兆候を選択してもらった。

81%の事例で犯行者は少なくとも 1 つの兆候を示しており、うち多くの事例で複数の兆候が見られた。下表はそれぞれの兆候の割合を示したものである。2010年の調査同様、今回の調査でも分不相応な生活をしている(36%)、経済的に困窮している(27%)、業者や顧客と異常に親密な関係にある(19%)、統制上の問題がある(18%)が最も多く見られる兆候で上位 4 位を占めた。

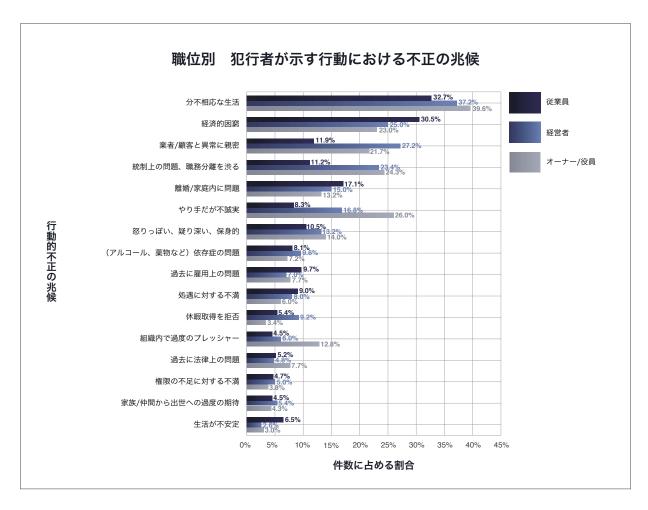
こうした過去の調査との一貫性は特に注目に値するものである。今回の調査で分析した犯行者のグループは 2008 年、2010 年の犯行者とは全く異なるにも関わらず、各調査で犯行者が示した不正の兆候の割合はほぼ類似していた。

下表のデータでもう一つ興味深いのは、経済的困窮が 2008 年の調査から 7%近く減少している点である。我々の研究が過去 2 年に調査が行われた不正事例を対象としていることを考えると、これは特に予想外の結果である。例えば、 2008 年の調査で報告された事例は同年の世界金融危機以前である $06\cdot07$ 年に不正調査が行われた事例である。しかし、経済的困窮は、金融危機のピーク時に発生した事例を含む 2010 年と 2012 年の調査よりも 2008 年の調査で多く見られている。



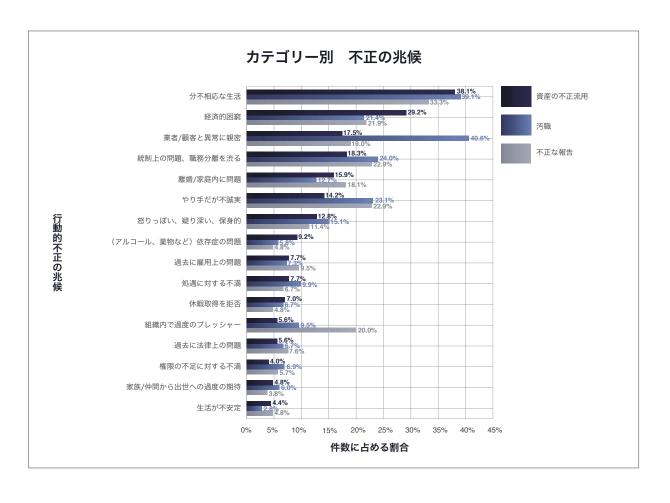
犯行者の職位別に見た不正の兆候 Behavioral Red Flags Based on Perpetrator's Position

以下の表は不正の兆候を犯行者の職位別に示したものである。ここから組織内の職位レベルにおいて犯行者に影響を与えるそれぞれの動機やプレッシャーを見て取ることができる。例えば、オーナー / 役員は明らかに従業員や経営者と比べ「やり手だが不誠実な言動が目立つ」または「組織から過度のプレッシャーを受けている」兆候を見せる可能性がはるかに高い。逆に従業員はこれらの兆候を見せる可能性は比較的低いが、役員と比べて経済的な困窮が動機である傾向が強くなっている。



不正スキーム別に見た不正の兆候 Behavioral Red Flags Based on Scheme Type

不正の兆候をスキーム別に分析してみた。次のページの表が示すように、汚職に関わった犯行者は 41%の事例で業者 や顧客と異常に親密な関係にある兆候を見せ、他のスキームよりもはるかに高かった。また、汚職の犯行者はしばしば分不相応な生活をしており(39%)、統制上の問題がある、職務分離をしたがらない兆候の割合も高かった(24%)。財務諸表不正に関わった犯行者は、他の犯行者と比べ組織からの過度のプレッシャーを受けている傾向が強かった(20%)、分不相応な生活をしている(33%)または経済的に困窮している(22%)可能性は低かった。



所属部署別に見た不正の兆候 Behavioral Red Flags Based on Department

以下の表は本調査で事例が少なくとも 5%を占めた部署における不正の兆候の分布を示したものである。このデータは組織が特定の部署または組織機能の不正リスク評価を実施する際、特に前述した各部署における異なるスキームの発生頻度に関する情報($54\sim55$ ページ参照)と合わせて見ると役立つだろう。

経理 293件		
不正の兆候	件数	割合
分不相応な生活	128	43.7%
経済的困窮	89	30.4%
統制上の問題、職務分離を渋る	57	19.5%
離婚/家庭内に問題	55	18.8%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	37	12.6%
(アルコール、薬物など)依存症の問題	33	11.3%
休暇取得を拒否	32	10.9%
処遇に対する不満	19	6.5%
過去に雇用上の問題	19	6.5%
業者/顧客と異常に親密	18	6.1%
過去に法律上の問題	17	5.8%
やり手だが不誠実	15	5.1%
生活が不安定	13	4.4%
家族/仲間から出世への過度の期待	11	3.8%
権限の不足に対する不満	10	3.4%

オペレーション 232件		
不正の兆候	件数	割合
分不相応な生活	74	31.9%
経済的困窮	73	31.5%
業者/顧客と異常に親密	67	28.9%
統制上の問題、職務分離を渋る	49	21.1%
やり手だが不誠実	47	20.3%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	40	17.2%
離婚/家庭内に問題	37	15.9%
処遇に対する不満	23	9.9%
過去に雇用上の問題	22	9.5%
(アルコール、薬物など)依存症の問題	18	7.8%
組織内で過度のプレッシャー	15	6.5%
休暇取得を拒否	15	6.5%
権限の不足に対する不満	13	5.6%
家族/仲間から出世への過度の期待	13	5.6%
過去に法律上の問題	10	4.3%
生活が不安定	9	3.9%

営業 170件		
不正の兆候	件数	割合
経済的困窮	46	27.1%
分不相応な生活	44	25.9%
業者/顧客と異常に親密	31	18.2%
やり手だが不誠実	26	15.3%
組織内で過度のプレッシャー	25	14.7%
離婚 / 家庭内に問題	21	12.4%
統制上の問題、職務分離を渋る	20	11.8%
過去に雇用上の問題	16	9.4%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	15	8.8%
処遇に対する不満	11	6.5%
家族 / 仲間から出世への過度の期待	10	5.9%
(アルコール、薬物など) 依存症の問題	8	4.7%
生活が不安定	8	4.7%
権限の不足に対する不満	7	4.1%
休暇取得を拒否	7	4.1%
過去に法律上の問題	6	3.5%

役員/上級管理職 159件		
不正の兆候	件数	割合
分不相応な生活	78	49.1%
やり手だが不誠実	51	32.1%
統制上の問題、職務分離を渋る	42	26.4%
経済的困窮	40	25.2%
業者/顧客と異常に親密	36	22.6%
離婚 / 家庭内に問題	22	13.8%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	21	13.2%
過去に雇用上の問題	19	11.9%
(アルコール、薬物など)依存症の問題	17	10.7%
組織内で過度のプレッシャー	16	10.1%
過去に法律上の問題	13	8.2%
家族 / 仲間から出世への過度の期待	11	6.9%
権限の不足に対する不満	10	6.3%
処遇に対する不満	9	5.7%
休暇取得を拒否	7	4.4%
生活が不安定	6	3.8%

カスタマーサービス 92件		
不正の兆候	件数	割合
分不相応な生活	33	35.9%
経済的困窮	31	33.7%
離婚/家庭内に問題	16	17.4%
業者/顧客と異常に親密	11	12.0%
(アルコール、薬物など) 依存症の問題	8	8.7%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	8	8.7%
処遇に対する不満	8	8.7%
生活が不安定	8	8.7%
やり手だが不誠実	7	7.6%
過去に雇用上の問題	7	7.6%
過去に法律上の問題	6	6.5%
組織内で過度のプレッシャー	5	5.4%
家族 / 仲間から出世への過度の期待	4	4.3%
統制上の問題、職務分離を渋る	4	4.3%
権限の不足に対する不満	3	3.3%
休暇取得を拒否	3	3.3%

仕入 76件		
不正の兆候	件数	割合
業者/顧客と異常に親密	36	47.4%
分不相応な生活	29	38.2%
統制上の問題、職務分離を渋る	17	22.4%
経済的困窮	12	15.8%
怒りっぽい、疑り深い、保身的	9	11.8%
やり手だが不誠実	9	11.8%
離婚 / 家庭内に問題	7	9.2%
(アルコール、薬物など) 依存症の問題	5	6.6%
処遇に対する不満	5	6.6%
権限の不足に対する不満	4	5.3%
家族 / 仲間から出世への過度の期待	3	3.9%
休暇取得を拒否	3	3.9%
過去に雇用上の問題	3	3.9%
組織内で過度のプレッシャー	2	2.6%
生活が不安定	2	2.6%
過去に法律上の問題	1	1.3%

2012 REPORT TO THE NATIONS ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE

事例の結末(Case Results)

不正の結果、犯行者と被害組織がどうなるのかを理解するため、回答者に法的手続きや損失回復に関する複数の質問に答えてもらった。

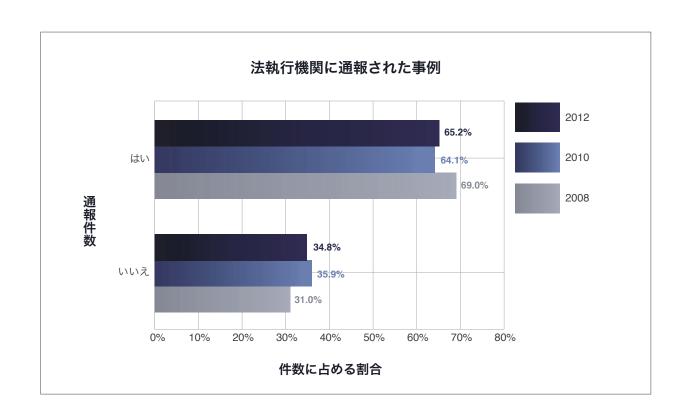
刑事訴追 Criminal Prosecutions

2/3以上の事例で被害組織が法執行機関に通報した。 こうした事例の損失中央値が20万ドルであったのに 対し、警察当局に委託されなかった事例の損失中央 値は7.6万ドルだった。

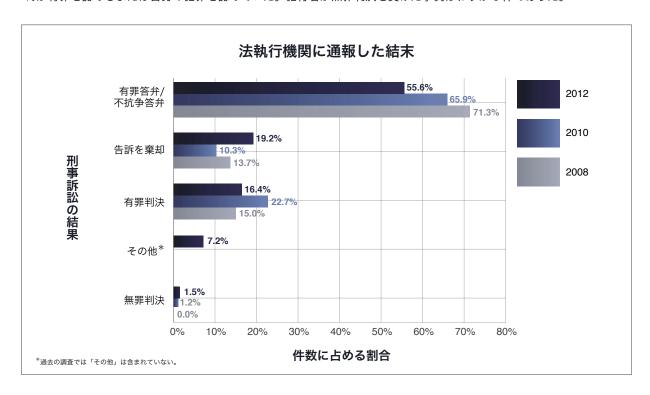




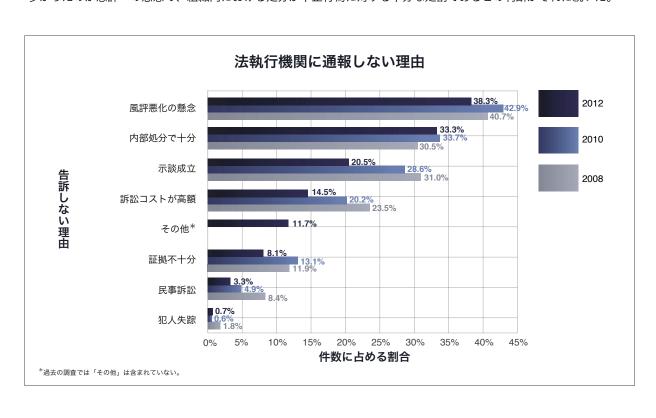
本調査によると、被害組織の40%から50%が不正による損失を一切取り戻せないでいる。



法執行機関に通報された事例に関して、刑事訴訟の結果について回答者に答えてもらった。事例の多くが調査時に未だ係属中であった。しかしながら、判決が出ている事例 390 件のうち約 16% の犯行者が裁判で有罪判決を受け、56%が有罪を認めるまたは自身の犯罪を認めていた。犯行者が無罪判決を受けた事例はわずか 6 件であった。

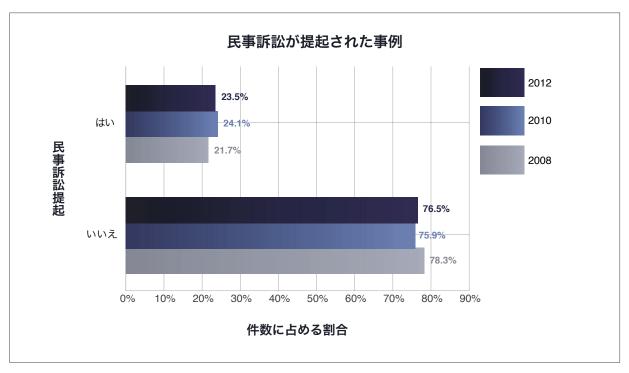


被害組織が法執行機関に通報しなかった454件の事例に関しては、回答者にその決断の理由を答えてもらった。最も多かったのが悪評への懸念で、組織内における処分が不正行為に対する十分な処罰であるとの判断がそれに続いた。

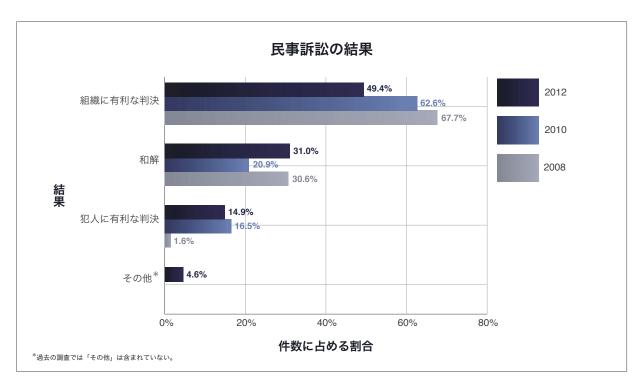


民事訴訟 Civil Suits

本調査によると、被害組織は民事訴訟よりも刑事訴訟を起こす傾向にある。民事訴訟に持ち込まれたのは事例の 1/4 に満たなかった。民事訴訟に持ち込まれた事例は不正による損失額が最多の傾向にあり、損失中央値は 40 万ドルであった。



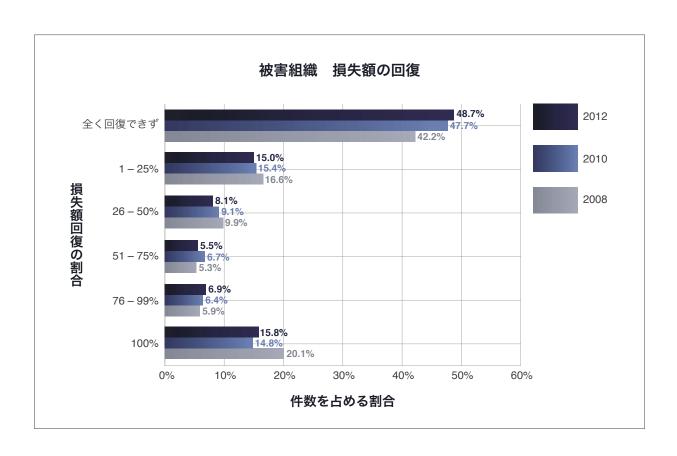
被害組織の経営陣が実行者に対して民事訴訟を起こした事例では、その約半分が経営陣に有利な判決が下されており、また31%の事例で犯行者と和解していた。犯行者に有利な判決が出たのは民事訴訟が起こった事例の約15%であった。



損失の回復

Recovery of Losses

調査時点で被害組織が不正によって損失した額のうち取り戻せた額を回答者に答えてもらった。調査が完了したばかりの事例が多く、訴訟の多くが調査時に係属中であったため、被害組織による回復作業はしばらく続くものと思われる。しかしながら回答者によると、調査時で被害組織の49%が損失額を一切取り戻せないでいる。この結果は、40%から50%の被害組織が不正損失額を一切取り戻せないでいるという過去の調査と一致している。これと比べて、今回の調査では、損害賠償、保険金、その他から全額回収できた被害組織は16%に満たなかった。



調査の実施方法(Methodology)

調査の実施方法 Survey Methodology

2012年版報告書は2011年10月から同年12月にかけて行われた3万4,275人の公認不正検査士を対象とするオンライン・アンケートの結果に基づいている。 調査の一環として、回答者に自身が調査した中で最大規模の職業上の不正事件で以下の4つの基準に該当する事例について詳細に答えてもらった。

- 1. 職業上の不正に関連を持つ事例(内部不正、または実行犯が所属する組織に対して行った不正に限定)
- 2. 不正事件に関する調査案件は2010年1月からアンケート回答の時期までに限定する
- 3. アンケート回答時に事件の調査が終了している こと
- 4. 公認不正検査士が当該事件の犯人を特定していること

回答者に、犯行者や被害組織、不正の手口についての情報といった当該事件の詳細に関する質問、および不正の一般的な傾向に関する質問85項目を提示した。回収した1,428件の回答のうち有効回答は1,388件であった。本報告書に含まれるデータはこの1,388件の情報から構成されている。

分析方法 Analysis Methodology

割合の算出には、分析対象の質問に対する完全な回答または関連する回答の合計を使用した。つまり、空白の回答や回答者が質問への答えが分からないとした事例は除いた。¹¹結果として、事例の合計は分析項目によって異なっている。

アンケートには複数回答が可能な質問事項をいくつか含めた。そのため、本報告書では多くの図表で割合の合計が100%を超えている。



本報告書に含まれる1,388件のデータは 公認不正検査士からの報告に基づく。

損失額は平均値ではなく中央値で計算した。これは 平均値が少数の非常に高額な不正事例により大きく 歪んでしまったからである。損失中央値を用いることで、職業上の不正がもたらす影響の実態をより慎 重にそしてより正確に把握することができる。

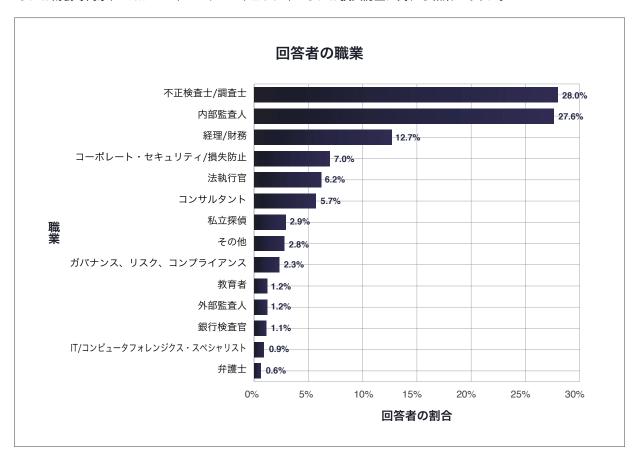
データの提供者 Who Provided the Data

アンケートは、調査実施時に正式な会員登録がなされている公認不正検査士全員を対象とした。質の高い情報を収集するため回答者の不正対策の分野における経験や資格についても解答を依頼した。

回答者の職業

Primary Occupation

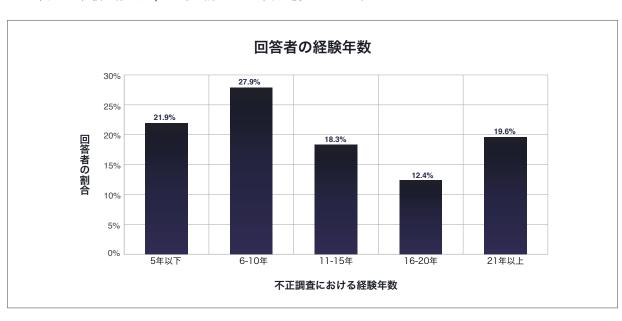
今回調査に参加した公認不正検査士の職業は、半数以上が不正検査士/調査官または内部監査人で、約13%が会計士または財務専門家、7%がコーポレート・セキュリティーまたは損失防止に関わる職業であった。



経験

Experience

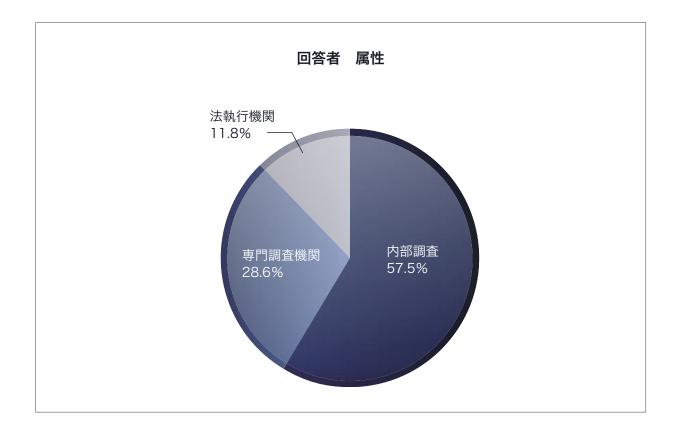
不正調査の職業における回答者の経験中央値は 11 年だった。在職期間に関する情報を提供した回答者のうち、78% が6年以上の経験を有し、1/5 が不正調査に 21 年以上携わっていた。



回答者の属性

Nature of Fraud Examinations Conducted

不正摘発に関する情報を提供した回答者のうち、半数以上が組織に属しながら内部の不正調査を行っていると答えた。 回答者の 29%は企業や機関に代わって不正調査を実施する専門調査機関で働き、12%が法執行機関に属している。



補足(Appendix)

各地域における不正事例の国別件数

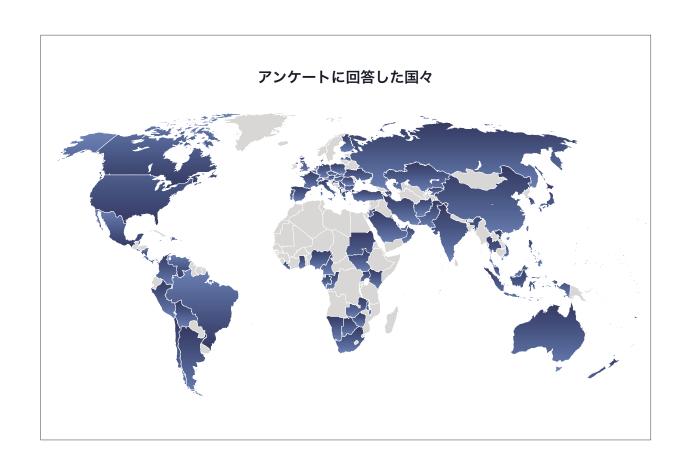
アフリカ 112件		
国名	件	-数
ボツワナ		1
カメルーン		2
ガボン		1
ガーナ		4
ケニア		20
リベリア		1
マラワイ		2
モーリシャス		2
ナミビア		1
ナイジェリア		30
コンゴ共和国		1
セイシェル		1
南アフリカ		34
南スーダン		1
スーダン		1
ウガンダ		6
ザンビア		3
ジンバブエ		1

ヨーロッパ 134件	
国名	件数
アルバニア	1
オーストリア	2
ベルギー	7
ブルガリア	2
クロアチア	1
チェコ共和国	5
デンマーク	1
フィンランド	3
フランス	4
ドイツ	16
ギリシャ	11
ハンガリー	2
イタリア	6
コソボ	2
ラトビア	1
モンテネグロ	1
オランダ	6
ポーランド	4
ポルトガル	3
ルーマニア	8
ロシア	9
セルビア	2
スロバキア	2
スペイン	5
スイス	7
ウクライナ	2
イギリス	21

アジア 204件	
国名	件数
アフガニスタン	2
アゼルバイジャン	1
バーレーン	1
ブルネイ	1
中国	35
キプロス	3
インド	34
インドネシア	20
イラン	1
イスラエル	3
日本	3
ヨルダン	1
カザフスタン	3
クウェート	2
キルギスタン	1
マレーシア	20
オマーン	2
パキスタン	10
フィリピン	13
カタール	3
サウジアラビア	3
シンガポール	6
韓国	4
台湾	3
タイ	1
トルコ	11
アラブ首長国連邦	15
ベトナム	2

中南米、カリブ》 38件	毎
国名	件数
アルゼンチン	3
バルバドス	1
ベリーズ	2
ボリビア	1
ブラジル	4
チリ	1
コロンビア	2
コスタリカ	1
ドミニカ共和国	3
エルサルバドル	1
ジャマイカ	1
メキシコ	11
ニカラグア	1
パナマ	2
ペルー	1
セントクリストファー・ネイビス	1
トリニダード・トバゴ	1
ベネズエラ	1

	オセアニア 35件	
国名		件数
オーストラリア		27
フィジー		1
ニュージーランド		7



不正対策チェックリスト (Fraud Prevention Checklist)

不正による損失を最小限に食い止める最も費用効率が高い方法は、未然に防止することである。以下は、組織の不正 対策の有効性をテストする目的のためのチェックリストである。

1.	不正対策トレーニングが全従業員に提供されているか。
	□従業員は不正の定義を理解しているか。
	□逸失利益、悪評、退職、モラルおよび生産性の低下など、企業とその従業員が不正で被る被害を、従業員が明確
	に理解しているか。
	□倫理的に判断が困難な状況に直面した際の、相談窓口は従業員に周知されているか。また、従業員は遠慮なく話
	しができると考えているか。
	□不正に関するゼロトレランス方針が従業員に伝わっているか。
2.	効果的な不正通報システムが整っているか。
	□従業員は既知のまたは潜在的な不正行為の通報手段を理解しているか。
	□第三者による内部通報窓口など、従業員は匿名の通報手段を利用できるか。
	□不審な行動に関する通報は匿名および / または内密に扱われ、報復を恐れずに通報できるとの信頼が、従業員の
	間に存在するか。
	□不審な行動の通報に対して早急かつ徹底的な判断が成されることが従業員に明確に伝わっているか。
	□通報手段および方針につき、業者、顧客、その他の外部の第三者にまで行き渡っているか。
3.	不正発見に対する従業員の認識を高めるために、以下のような積極的な対策が行われ、従業員に告知されているか。
	□不正行為の可能性を受け身ではなく、積極的に追求しているか。
	□組織は、内部監査人による不正に関する質問を通じて、不正行為を積極的に追求しているというメッセージを発
	信しているか。
	□定期的な内部監査の他に、抜きうちの不正監査が行われているか。
	□不正発見に監査ソフトウェアが継続して使用されているか。またその場合は、ソフトウェアの使用が組織全体に
	認知されているか。
4.	経営環境と経営姿勢が誠実で高潔と言えるか。
	□経営陣の誠実性と高潔性を測るため、従業員を対象に調査が行われているか。
	□業績目標は現実的か。
	□不正対策目標が経営者の業績評価の一尺度として組み込まれ、これに基づいて経営者が評価され、業績給が決定
	されているか。
	□取締役会またはガバナンスの責任者(監査委員会など)による、不正リスク管理プロセスの確立、実行、テスト
	を行ってきたか。

ъ.	内・外部不止に対する企業の脆弱性を積極的に識別し緩相する目的で、不止リスク評価が行われているか。
6.	以下を含む不正対策統制が敷かれ、効果的に機能しているか。
	□適切な職務の分離
	□権限の設定
	□資産の保全
	□ジョブ・ローテーション
	□休暇取得の義務付け
7.	内部監査部署が存在する場合、同部署は経営陣から不当な圧力を受けることなく、業務を効果的に行う十分な資源
	と権限を有しているか。
	と権限を有しているか。
8.	と権限を有しているか。 採用の際に以下の調査 (合法の範囲内) が含まれているか。
8.	
8.	採用の際に以下の調査(合法の範囲内)が含まれているか。
8.	採用の際に以下の調査(合法の範囲内)が含まれているか。 □職歴調査
8.	採用の際に以下の調査 (合法の範囲内) が含まれているか。 □職歴調査 □刑事犯罪歴および民事事件に関する調査
8.	採用の際に以下の調査 (合法の範囲内) が含まれているか。 □職歴調査 □刑事犯罪歴および民事事件に関する調査 □信用履歴調査
8.	採用の際に以下の調査 (合法の範囲内) が含まれているか。 □職歴調査 □刑事犯罪歴および民事事件に関する調査 □信用履歴調査 □薬物検査

- 9. 依存症や心の健康、家庭の問題や経済的問題の悩みを抱える従業員を助ける、従業員支援プログラムが整っている か。
- 10. プレッシャーの問題が深刻化する前に経営者がこれを軽減できるよう、従業員が悩みを自由に語れるようなオー プン・ドア・ポリシーが導入されているか。
- 11. 従業員のモラルを評価するために、無記名アンケートが実施されているか。

ACFEについて(About the ACFE)

ACFEは世界最大の不正対策組織で、最高レベルの 不正対策トレーニングや教育を提供しています。150ヵ 国以上に6万人を超える会員を有するACFEは、世界 中のビジネスの不正を減らし、不正対策に有益とな るトレーニングと情報資源を提供しています。

ジョセフ·T·ウェルズ博士(CFE、CPA)によって 1988年に設立されたACFEは、以下のような取り組 みを通じて、不正対策専門家のために教育ツールと 実践的なソリューションを提供しています。

- ・不正対策の専門家による世界規模のカンファレン スおよびセミナー
- インストラクターによるインタラクティブな専門 的トレーニング
- ・書籍、自習教材や論文などの形式による、不正対 策に役立つ総合的な情報源の提供
- · Fraud Magazine®, The Fraud Examiner, Fraud Infoを含む定期刊行物の出版
- ・ACFEの支部を通した各地域での交流や支援
- ・大学向けの不正対策カリキュラムと教育ツール

不正対策トレーニングの効果は広範囲に及びます。 不正と闘う最良の手段は、不正対策に従事する者に 対する効果的な不正の防止、発見、検査方法の教授 です。不正対策に有益なツールを用い、不正撲滅に 携わるあらゆる人々を繋ぎ、教育とサポートを提供 することで、ACFEは世界のビジネスにおける不正 行為を減らしています。そして、不正対策という職 業の誠実性と客観性に対する一般社会からの信頼獲 得に務めています。

ACFEは会員に専門家としての認定資格を提供して います。ビジネス界や世界中の政府機関が推奨する CFE資格は、不正の防止と発見における高度な専門 知識を証明するものです。



詳細は、ACFE.comを参照。

🕠 公認不正検査士協会は、世界150ヵ国で 6万人以上の会員を有しています。

会員サービス Membership

不正対策を有効に進めるためには、世界最先端のナレッジやツールにいつでもアクセスできる環境が必要です。ACFE には会計士、内部監査人、不正調査専門家、警察・検察関係者、弁護士、経営者、リスク/コンプライアンスの専門 家そして学界関係者などの多彩な会員が集っており、それぞれが専門的なトレーニング、教材など様々なリソースを 活用しています。

ACFE は、直面する課題へのソリューションを提供できる組織として、世界中の専門家たちから頼りにされる存在になりました。不正防止・発見の実務に専門的に携わっている方にも、不正対策に関する知識を高めたいという方にも、ACFE は必要不可欠なサービスを提供します。

ご入会方法、会員サービスの詳細については、www.acfe.jpへ。

公認不正検査士 Certified Fraud Examiners

CFE は「不正な財務取引」、「不正調査」、「不正の法的要素」、「犯罪学と倫理」という 4 つの重要な分野に関する知識を発揮できる、不正対策の専門家です。 ACFE は、CFE 会員ならびに CFE 資格の普及を支援するために以下の活動を行っています。

- ・ CFE 資格試験の運営を通じて、CFE に対して公式資格を付与する。
- ・ CFE に対して、専門家としての職業基準ならびに倫理規程の遵守を要求する。
- ・企業、政府機関、教育機関に対して、CFEの世界的な代表者としての役割を果たす。
- ・ CFE の誠実性、客観性、専門性に対する人々の信頼を得るために指導力を発揮する。





WORLD HEADQUARTERS • THE GREGOR BUILDING 716 West Ave • Austin, TX 78701-2727 • USA Phone: (800) 245-3321 / +1 (512) 478-9000 Web: ACFE.com • info@ACFE.com

【日本語訳作成】

一般社団法人 日本公認不正検査士協会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル 12階

TEL:03-5296-8338 FAX:03-5296-8337

©2012 Association of Certified Fraud Examiners, Inc.

Association of Certified Fraud Examiners, ACFE, the ACFE Logo, the ACFE Seal, Certified Fraud Examiner, CFE, CFE Exam Prep Course*, Fraud Magazine* and EthicsLine* are trademarks owned by the Association of Certified Fraud Examiners, Inc.